

211-58

森田悟由禪師題字
大内青巒居士題詞
加藤咄堂居士序

中村木公編

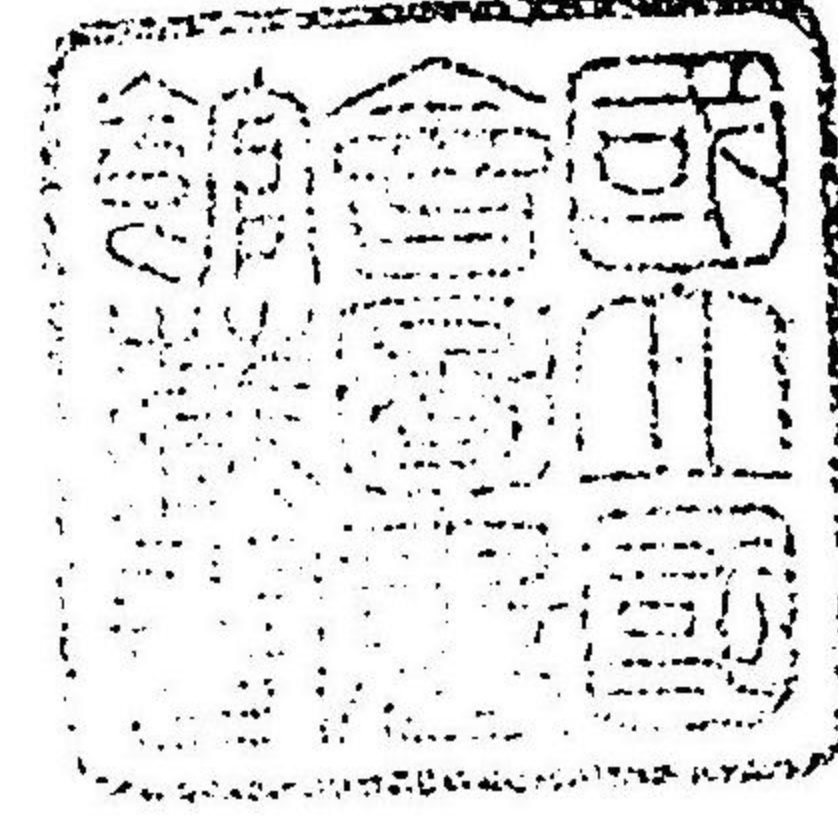
象
鴻
誌

全

雨亭文庫

蚌滿寺藏版

291.24
N1435_k



218882



风光佳晚更
 今古见歌诗
 为与流桑夏
 存晴好自奇
 明治乙巳春月

永平悟由



題象瀉誌

維教維禪

明月白鷺

爲海爲田

晚烟曉霧

勝境偉人

宛轉回互

毫端有靈

知新溫故

藹々青巒

島記

蘇仁親王篆額

如永州也

顯勝固入而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

十島多變形其

勝終固天而連

晦寺亦為坐類

墟九幸親王北

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

東宮侍講從四

位敷三等文學

博士三島毅

而顯晦如富

鬱突出而

而顯勝固入

而顯

於三町廣二十四

松栝森茂焉櫻

柳交可以躡

涼以納觀之復

將比西子也其

東景寺係慈覺

大勝稍因入而

顯而文化元幸

地大震全濕突

出為

正五位下 部東 任書

井龜泉 刻

序

古來奥羽の佳景を擧ぐるもの奥の松嶋に配するに羽の象潟を以てす、而して今や塩竈灣頭青螺相連る松嶋の景は、其美を天下に擅にすと雖、惜哉羽の象潟は滄海變じて桑田となり、八十八潟九十九嶋の形勝今訪ぬるに由なし。癸卯の夏、予招かれて蚌滿寺に至り、佛陀の教訓を宣傳して無常の理を説く、寺主石英老師囑するに象潟誌編輯の事を以てす。予快諾、思惟らく象潟の形勝今、古の如きにあらずと雖、鳥海の山は高く千秋の雪を戴き、北海の水は深く汐入の岸頭を洗ふ、我か筆拙といへども、以て此山水を天下に紹介するを得ば、曾遊の山靈水精に對し、聊か酬ゆるある

を得むと、歸來荏苒十數月、筆執らんと欲して想枯れ、墨磨せむと欲して、興來らず、加ふるに塵務蝟集、終に宿諾を辭するの已むなきに至る。友人中村千代松君は羽の人なり、親しく其山靈水精に養はる。頃者象潟誌を作り、之を行るに流麗の文を以てし、之れを編むに該博の識を以てす、之れ實に予の果す能はざるの宿約を果して、更らに一層の光彩を放つものなり、予豈に欣ばざらむや、滄桑幾轉變、獨り本書の存するありて其美を天下に傳ふるものあらば、山靈水精以て瞑すべきか。聊か蕪辭を陳じて以て序に代ふ。乙巳晚春、身は播の舞子青松白砂の中にありて、夢魂は遠く象潟の會遊を想ひつゝ、

咄堂居士識

自叙

予の齋藤宇一郎君に介せられて本書の編纂に従ひしは昨三十七年十月にてありき、予の不統一の頭腦を以てして専ら整頓の才を要する史誌の編纂に當るが如きは自ら顧みざるの甚しきものたり、其の分を知らざるにあらず、其の事の免かれ難きを奈何、初め學友山方香峰に依て次第の大體を定め、且つ材料の撰擇に就き負ふ處多々なり、又た一旦稿成るに及び、齋藤宇一郎君、森喜七君の閱覽に依て誤りを免れたる箇所寡なからず、茲に謝意を表す。

象潟誌料として一冊を爲せるものは、象潟の筆しづく、象潟事蹟、象潟古景之美等にして、新聞雜誌等に載せられし者亦た多く斯

の三冊子より出つ、予は中に就き象潟の筆しづくに重きを措き、各章之に依る所尠なからず、材料として送られたる由利十二頭記、羽山羽懸記、并に蚌滿寺所藏の書類二十餘冊子の外、象潟に關する數種の書籍を参考としたるを以て、從來未刻の編纂物に比して多少の増補ある可きを信す。

本書は史家の正史を作るの見地に立ちて編纂したるにあらず、たゞ古來より土地に關せりと云ふ成る可く重もなる事柄の蒐集配列に勉めたるを以て其の責め亦たこの範圍の内に存す、然れ共かの普通に行はれ居る神社佛閣名勝等の案内記の如く而かく不正確なるものにあらず、故に尠くも郷黨地理、歴史の材料として参考に資するの價值あるを疑はず。

第一編第二章中に收めたる拔載中には、其の實を誤るもの尠なからずと雖、象潟の風色を詠める一種の紀行文と見做して其の儘に掲げたるなり。詩歌、俳句等に就きても、一時玉石を區別せんとし、各専門家に依託する處あり、安藤和風君の如きは既に俳句の撰を了して送附せられたりしが、後ち謂へらく、これ文學を傳ふるにあらず、志を傳ふるなりと、乃ち玉石同架、一詩一句だも遺漏なからしめんことを勉めたり。

象潟誌の編纂を企てられたる植木石英師と象潟有志諸君とは實に其の郷黨に忠なる者たり、然れ共天下の郷黨多く其の傳ふるなきを奈何、若し九十九嶋、八十八瀉なかつせば、若し蚌滿寺なかつせば、諸君は傳えんと欲して夫れ何を傳ふ可きか、諸君は幸

にして傳ふ可きものを有す、これと同時に傳ふ可き其の物を愛護保有するの責任をも忘るべからず、予斯の誌を編纂する行程に於て、更らに諸君の郷黨に傳ふ可き二つの偉にして且つ大なる物に遭遇せり、何ぞや、一は紅蓮にして一は覺林たり、紅蓮は婦徳の精華、覺林は佛心の權化、二者共に常流に探るべからず、諸君は前の傳ふ者に盡くしたるの精力忠實を以て後の傳ふ者に盡くせよ、これ或は象潟よりも偉に、蛸滿寺よりも大なるやも測るべからず、たゞ其の事蹟の詳らかならざること眞に千古の遺憾たり、要するに予の不敏なる、諸君の其の郷黨に忠實なる高志に副ふ能はざりしを耻づ、請ふ之を恕せよ。

明治三十八年三月

編纂者 中村木公 識

象潟誌目次

第一篇 象 潟

第一章 象潟町

象潟町の現況	一
<small>象潟の現景と其下流より見たる寫眞版</small>	
寶曆年代の鹽越	四
象潟町の沿革の(上)地形	九
<small>附記鳥海山と有耶無耶の關</small>	
象潟町の沿革の(中)名稱	一三
<small>鹽越沿革圖</small>	
象潟町の沿革の(下)歴史	一五
<small>仁賀保家 貞女紅蓮尼</small>	

第二章 象 潟

象潟古景の(上)全景……………二〇

文化震災以前の象潟の古景(寫真版)

象潟神社の碑文 九十九嶋 象潟碑文 九十九嶋記碑文

象潟古景の(下)象潟と文學……………二三

紀行文 朗詠 俳句 詩

第一篇 蚶滿寺

蚶滿寺本堂前の景(寫真版)

蚶滿寺山門の景(寫真版)

第一章 中興以前

慈覺大師と其小傳……………八三

北條時頼と其小傳……………八六

山號寺號……………八七

第二章 中興以後

再興と宗旨……………八七

本末爭論……………八八

住職と堂宇……………九四

世代年譜と雜事……………九六

覺 林……………一〇〇

雜 記……………一〇七

第三章 蚶滿寺と領主

仁賀保家……………一一一

生駒家……………一一一

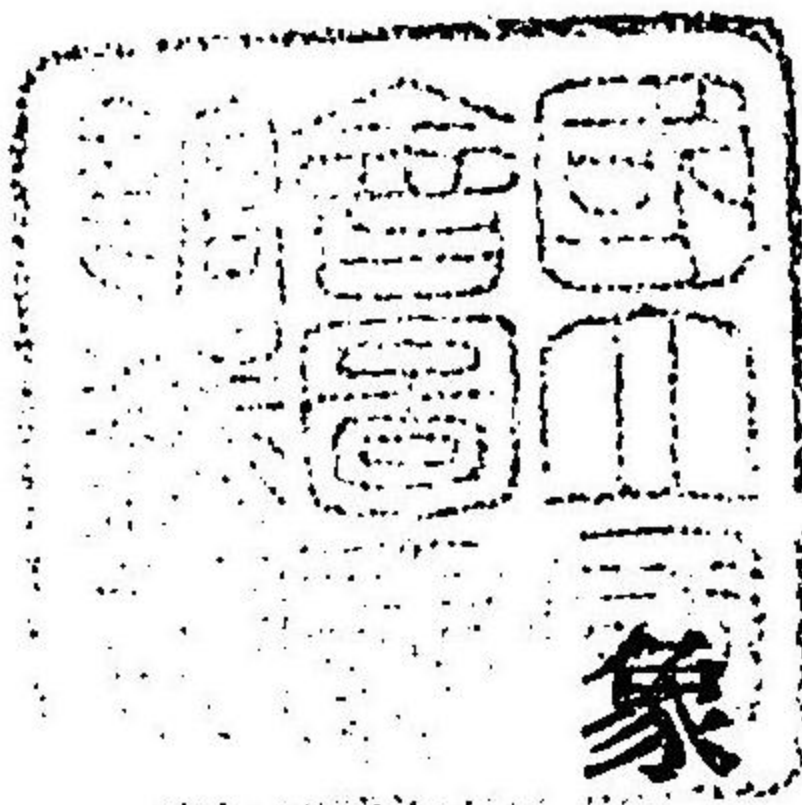
六郷家……………一二二

第四章 閑院宮家

祈願所……………一二三

載仁殿下	一二四
九十九嶋碑篆額	一二六
第五章 山内の舊跡及什寶	
舊跡	一二八
什器	一三一
山内墓碑	一三二

象潟誌目次終



象潟誌

第一編 象潟

第一章 象潟町

(一) 其現況

象潟は縣内名邑の一にして就中象潟の古跡を以て現はる。後方東南は鳥海の山脈を負ひ前面西北は日本海に瀕す。

此の地秋田市より南方に距る十八里、本庄町は其の北方七里に在り、又山形縣酒田港は僅かに十一里を隔て、其南方に位し、而して秋田市酒田港間西岸一帯は道路橋梁極めて平坦堅實にして往來馬車に倚るの便あり、大洞、小洞の二港あり、俱に本庄酒田間通船の碇泊場にして貨物集散の利尠なからず、故に羽後一体に於ける日本海沿岸の港灣としても能代、船川、土崎、本庄、酒田と並稱せらる。加之羽越鐵道の敷設僅かに數年の間に切迫せしを以て他日功竣を水陸の便相倚るに至らば、單に貨物の收散地として益々有望なるのみならず、象潟の古景亦た廣く天下文人雅客

の稱する處となる可し。

荒屋冠石新町、新古屋稻荷小路、横町、濱の町、大町、小濱、唐ヶ崎、中塩越、島、大塩越の十三町區に分れ、明治二十九年九月今の象潟町に改稱する迄は塩越村と總稱せり、戸數五百餘戸、人口三千五百餘、軒端相連りて市街を爲す。

産業は農を主として商漁之に次ぐ、産物の重なるものは米穀にして北海道に輸出し、外に木材、魚介を産す、又近郷日用の衣食の料を此地に仰ぐを以て市場時ありて繁榮なり。

氣候嚴寒三十二度、酷暑九十三度、中和にして衛生に適す。

象潟八景

大樟の晴嵐、濱田の落雁、干満寺晚鐘、天神の夜雨、中橋の夕照、鳥海の暮雪、飛島の歸帆、因嶋の秋月。

神社

熊野神社 郷社にして伊佐那岐神、伊邪那美神、速玉男神、事解男神を祭神とす、宇小濱の深林幽邃の地にあり、仁賀保家代々深く之を尊崇す、毎年四月十五日は其例祭日たり。

古四王神社 聖速日命、燒速日命、經月主命、武聖槌命を祭神とす、宇新屋町にあり、毎年四月十五日其例祭日たり。

其の他十數小社あり、寺院。

蚶滿寺 曹洞宗にして象潟嶋にあり。

光岸寺 蚶滿寺末寺なり、往昔鹽越村に宇内と云ふ者あり、老年沙彌と爲り庵を結んで石頭庵と名く、慶長三年四月宇内死して一時空庵となりしが、元和七年仁賀保兵庫の舍弟同苗藏人之を再興し、蚶滿寺五世存泰を開山に請じ庵を今の冠石町に移して冠石山光岸寺と號す、後ち絶宗兩玉山と改む、開山は正保三年二月遷化す。

淨專寺 眞宗にして横町にあり。

本隆寺 日蓮宗にして冠石町にあり。

蓮淨院 日蓮宗にして荒屋町にあり。

千手庵 元來黄檗宗に屬す、開山を雲江と云ひ公家の流たり、象潟の勝を尋ねてこゝに來り終に千住庵を結ぶ、後ち永泉寺の隱居義天師之を再建して蚶滿

寺の末寺と爲し曹洞宗に改む。

四

其他學校、町役場、警察分署、本庄區裁判所、象潟出張所等あり。

(二) 寶曆年代の鹽越

統計は其の土地の沿革盛衰を知るに於て歟くべからすと雖、誌料中之を徵するに足る者甚た備はらず、唯寶曆十一辛巳の年四月調なる覺書存し、百四十五年前(文化元年地震前四十二年)の鹽越の概況をこの内に窺ふことを得たり。

覺書は幕府の巡見に對して土地の狀況を申告するの腹案なるが如きも、次第錯雜且つ其の何の故たるかを解し難き處往々にして在り、故に今は原文中に就き後世の參照に資す可き者を摘録するに止む。

- 一、家數冠石町百二十二軒、鹽越町三百一軒、計四百二十三軒
- 一、人別、男子千〇八十六人、女子千六十四人、計二千百五十人
- 一、冠石にて宮、神明、古四王
- 一、兩玉山、光岸寺、禪宗にて、蚶瀨寺末寺
- 一、代官小田切新五郎
- 一、御藏三つ但し三間に四間宛



景現の湧象



山海鳥るため眺りよ流下の湧象

- 一、斗藏一つ但し三間に八間
- 一、番屋一つ但し二間半に七間半
- 一、東西十二間南北三十二間餘(編纂者曰此條不明了)
- 一、御領拾ヶ村本田高千八百五十八石餘、新田高三百七十四石餘計二千二百三十三石餘(編纂者案するに御領十ヶ村と云ふは、鹽越町に設備せる藩の倉庫に收む可き六郷家の所領村々なる可し)
- 一、右御米先年は江戸表へ爲御登被遊候得共元録九子年より松前若狭守様へ御渡し被遊候中頃御地拂被遊候事も御座候得共又候松前様へ御渡米に罷成候當年迄六十七年に相成候
- 一、冠石入口より中鹽越出口迄十六丁五十四間いらごや木戸より鹽越町
- 一、稻荷宮、妙見堂
- 一、唐船番所、徒士一人、足輕二人、鎧二本にて、夜相勤申候
- 一、光山淨尊寺(淨土宗)
- 一、修驗四軒社、家四軒
- 一、修驗寶四寺、社は秋葉山、觀音湯、殿山

一、若宮八幡宮

一、總宮數十五社、寺數三ヶ寺、同二ヶ寺、禪宗

一、御制札内七枚、公儀三札地頭

一、大間(洞)口八間、但し幅十二間、長六十間、深七尺一丈位

但し西北風には船かゝり、惡敷御座候一間、役(課税)一人に付三十五貫宛、是は往來の船人相談を以て當所へ取納め、間普請(洞)普請御用、賃雜用に罷成候間、役(洞)役八十一年以前よりの事に候

一、古館東西七十三間、南北五十二間

但し高館の所、高二間、三尺、東西二十三間、南北十七間、只今は畑に罷成候

一、鎮守熊野神社、神明兩社

一、橋詰の年貢藏四ヶ

一、新番所

一、中橋長八間半

一、鰐ヶ淵間口三間、幅十間、深四尺

一、中越八幡宮、二ヶ堂、腰たけ

一、獵船鱸船五艘、但役(税)一坪、壹艘に付鱸二本宛

一、手操船七艘、但役壹坪一艘に付小肴十一枚

一、肴獵小鯛手次の類、但役一坪一艘に付其肴三枚宛

一、肴出役一駄に付八十文宛、其物に依り少々宛出申候

一、鱸網先年有之候、得共近年に至て、鱸無之に付、只今は鱸網も所持不仕候

一、當地渡世は田地、獵、又は松前邊其外所々、旅かせきに出申候

一、當地出入賣物、渡世間(洞)共に有之儀、故八十五年以前より有之候

一、町米一俵につき賣人より二十文、買人より二十文、荷物一個に付二十文宛、内外のものに依り少々宛出申候

一、宗門改春秋兩度宛、宛御城下より役人、被出登人、切り寺請印形を以て相改申候、尤致

出生候年よりながらへ候年迄、相改申候

一、室(麴)六軒、但一軒に付一ヶ年、役五百文宛

一、酒屋四軒、但一軒に付一ヶ年、承諾金一步十六文宛

右四軒作高二百石、餘夏中は旅酒輸入酒も參り申候

一、馬數二百十一疋、但賣人より二十文、買人より二十文

但他所出馬は三十文前に無之候得共近年渡世話仕候物に遣し候

八

一、摺越本田高六百三十六石一斗五升餘

但五つ六歩取

一、新田百三十石一斗餘

但三つ四歩八厘六毛取

一、摺越今本田高本畑高千三百九十七石三斗餘

一、象潟長二十丁餘巾七八丁餘

但摺干の瀉にて定り無御座候

一、皇宮山蛸滿寺(禪宗)

但本堂十三間に九間、寺中五十間に五十五間、開山直翁和尚文錄元辰年、古來は眞言宗の由文錄年中に禪宗に相成申候當住道察和尚迄十六世

一、領内駒寄毎年八月中に御座候二疋も三疋も地頭の馬屋へ入候得共一疋代藏米

五俵宛被下置候其外は諸百姓賣買入仕候

一、歩錢百石に付十五兩宛

但小物成の内より出申候

一、摺越小物成金十二兩一步、七兩一分四厘 内八兩八分四厘五毛横岡山出役

一、貸米利足一割五分

一、摺越より津輕三馬屋迄九十里餘但三馬屋より松前迄海上十里餘

一、摺越より松前迄百里餘

一、兩文四貫二百六十文、金一步に付一貫六十文切りべり等に二十文

一、米上白一升十六文、中白十四文、玄米十二文

一、大豆一升十六文

一、上酒五十五文、南ばん酒一升二百五十文、次酒四十文

(三) 其の沿革

上 地形

斯の地鳥海山と相近接するを以て古來より彼我地理上の變化を同ふす、嘉祥以前の蛸潟は今日の飛鳥との間陸續にして且つ南方吹浦より北方出戸濱に至る一帯十里余の地方を總べて涌離の蛸潟と稱し、も嘉祥三年鳥海山の爆發に依りて文化前の地形に變せしといふ。

文化元年六月四日大地震あり蛸潟の勝區一朝にして千古の風色を没し、其の他

多少の地變あり「象潟泥涌出埋」「大洞如陸相成、小洞如陸相成、入津の船出る事不相成」との記事能く當時の状を寫し得て眞に迫る。又た被害の記録中には家屋全潰三百八十九、半潰三十三、土藏全潰百二十二、物置小屋百九十二、家屋潰倒焼失一、死亡男二十六、女三十八、怪我人三十四、死馬四、怪我馬四とあり。蚶滿寺の部には、寺土中に埋壹ヶ所、寺潰九ヶ所、小屋潰倒全、宮潰五、死僧三、俗死人淨專寺女房一人、蚶滿寺門前者二人、鐘樓堂二、土藏半潰一」とあり。

附記

鳥海山と有邪無邪の關

鳥海山

象潟九十九森の内所謂一の森と稱する鳥海山の噴出は敏達天皇の二年二月中旬旬なりと云ふ。

敏達天皇二年一月十七日雪中より山は破れ雲も霞も光ありて山鳴り地震ひ動搖して止まず時に土人樵夫龍頭八郎なるもの雪を踏み別け登りて之を見るに一大峯露はれ恰も瑠璃玉の嶺巔を現したり又色々の奇瑞有り龍頭八郎愕然として下山す麓の人々の評言に因り頓て奏聞なしければ祭禮すべき敕宣有らせられ

七々身を潔淨して神事す其時由利の庄由利の稱名は瑠璃峰の化したるものなり鳥海の古名は瑠璃の峰とありを以て寄進たるべき敕宣を仰せ被下夫より龍頭八郎は本道口鳥海山別當職木瀧院主と號し百余防の衆徒をして連綿三時勤行不息年々三月十七日祭禮を行ひ四月八日御戸開八月八日御戸納の秘法此時に始る云々

又淳和天皇天長年中鳥海山憤火地大に震ひ此時海瀝の爲め鹽越出來るとあり想ふに此れ象潟の始めならんか

尙ほ同書に散見する處を綜合するに天武天皇白鳳年中諸國に疾病流行したる時役の行者にして衆民救済の爲め諸國の高山名嶽に藥師秘法を脩むるもの頗る多かりしが大和の人小角次郎亦鳥海山に來り之れ東北第一の高山なりとて奈曾瀧の前に金峰山藏王權現を大和國吉野より勸進し且つ紀念として手ら惡魔降伏の釋迦三體を彫刻して之を安置せり又齊衡三年鳥海山麓及有邪無邪の關に手長足長なる巨賊惡黨の通行人を脅かすありし時慈覺大師小瀧に柴燈大護鷹を脩して之を呪咀し小瀧の衆徒及近隣の人と共に退治し其紀念として小瀧奈曾瀧の前に高二丈の生木觀音の佛像を刻し之を建てたりと但し此觀音は今尙現存せり。

有邪無邪の關

鳥海山麓の有邪無邪關は往古は之をムヤモヤと稱したり蓋し其の地鳥海の高嶽の下にあるを以て雲霧常に靄鬱し模糊として青天碧空を見る稀なるを以て土人のしかく命稱したるならんか此の稱呼に關し幾多の傳説あり皆荒唐無稽を極むと雖も其稍信すべきものと最も人口に膾炙するものとを擧ぐれば次の如し。

淳和及嘉祥年中地震のため鳥海山西方の腰部猿子穴と稱する地に一大噴火口を生じ之より雲霧烟煙を吐出して鳥海の裾野觀音森を掩蔽して黒關々咫尺を辨ずべからず因りて土人ムヤモヤの關と名けたりと又云ふ邪心を包藏する者は此の霧煙に窺息して通行する能はざるを以て關守を要せざる關とも稱したりと。此關に手長足長と呼ぶ惡魔邪鬼出沒し通行人を捕て之を啖ひしが此の地を去る遠からざるトヤ／＼森といふに鳥ありムヤと鳴くときは通行無難なれどもモヤと鳴くときは必ず難に遇ひしかは當時童謠に越もせず越させもせずみちのくのトヤ／＼森にムヤモヤの關と稱し四方に喧傳せり是れムヤモヤの名ある所以なりと。

(附記)トヤ／＼森は小瀧と大砂郷との間、關の森の裾にあり又猿子穴はムヤモヤ

關と相距る十余町に足らず

本篇は木瀧院主日月課を本體とし、たゞ多少の字句を修正したるに過ぎず

(編纂者識)

中 名稱

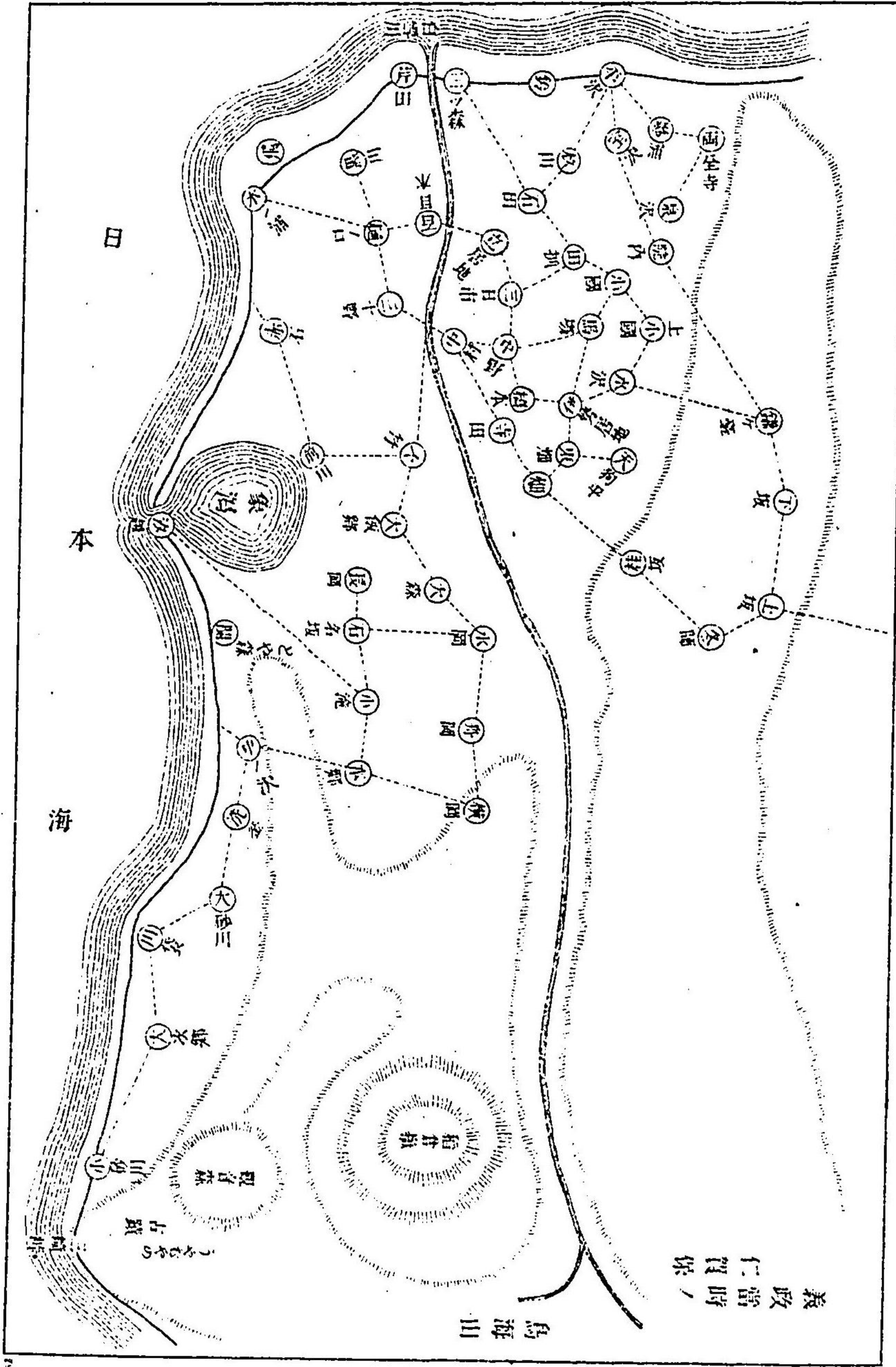
一、仁賀保の名稱

固と二ヶ府と稱し後に仁賀保に改めしと傳へらるゝ等其他諸説なきにあらざるも何れも據る處詳かならず、但し仁賀保は小砂川、大須郷、川袋、大砂川、洗釜、中之澤、關、沙越、小瀧、本郷、横岡、舟岡、水岡、大森、石名、阪長岡、大飯郷、大竹、前川、赤石、木之浦、黒川、樋之口、三十野、百目木、中村、中野、橋本、畑寺田、東畑、桂坂、天狗平、伊勢居地、水澤、三日月市、立居地、石田、田抓、杉山、芹田、三つ森、鈴、平澤、琴浦、兩全寺、室澤、泉澤、院内、小國、馬場、上小國、上阪、下阪、冬師、鎌ヶ臺等の總稱なり。

二、鹽越の名稱

往昔象潟の風色未だ備はらざる時、風波の方向に依り潟と海との間潮流の越ゆること往々ありしを以て其地方を鹽越と稱せり、長歴の頃一時潮越と呼びしも、後ち鹽越に復す。

三、象潟の名稱



秧波相映。有芹田館址。應仁以後芹田氏據之。亦所謂由利十二黨之一也。

其他、蚶の文字に就き古書の示めせる二三を擧ぐれば左の如し。

字鏡古事記 蚶は宇弁岐といふされとも宇无岐とは貝の惣名なれば指示する所詳かならず云々。

鹽尻 蚶は歌に板屋貝是は漢名文岐と稱し阿左里貝なり。

出羽風土記 蚶一名殿不見貝。

安齊隨筆 蚶異名瓦屋子其殼瓦屋に似たるを以てなり云々。

和漢三才圖繪 此貝蝸牛に似て厚堅彩文あり其中淡紅色薄灰色等ありて頗る美麗なり云々又云ふ珠貝蝸牛に似て施尾尖りたるものなり。

下 歴史

應永(明治三十八年より應永元年まで)以後長く仁賀保家の所領たりしが、爾來八十餘年を経て慶長八年に至り仁賀保兵庫其封を常陸の竹田に移されし後今の由利全郡一時最上義光の所領となりしことあり、元和九年兵庫再び舊領に復さるゝに及びて其居城となれり、小濱の館の山は即ち其城趾たり、寛永八年仁賀保家嗣絶え、其所領を没せらるゝや酒井氏鶴岡藩主之を併はせ領し、同十七年一時生駒家矢

嶋の所領に移りしが、其の年直に六郷家の藩土と爲り以て廢藩置縣に追ひ、明治四年秋田縣の管轄に屬す。

仁賀保家

信州の住人小笠原光俊は足利義滿の近侍たり、九州菊地征伐に武功ありしを以て出羽由利郡仁賀保の庄を賜り、仁賀保根井城に住す、依て仁賀保氏を稱す。

光俊六代の孫を仁賀保和州と稱す、父祖の武威を繼ぎ其勢力由利全郡に振ひしが天正四年故ありて矢島と戰て敗死す、宮内少輔和州の後を襲さしが天正十一年七月六日逆臣の毒手に斃る。

宮内少輔斃れて仁賀保家嗣子なし依て天正十一年八月子吉の子息八郎を懇請して漸く家系の絶えざることを致たす之を仁賀保兵庫とす、慶長元年兵庫秋田を攻めて之を取り四年庄内酒田城を襲ふ、上杉景勝の臣下尾治右衛門管野館に城主となり豪奢を極め虚政至らざるなし、兵庫之を撃つて徳川氏の威狀を賜はり、六年七月大森氏を破り、武威遠近に張れり、八年一旦封を常陸の竹田に移されたりしも元和八年十二月本領一萬石を以て鹽越に居城す、寛永八年に至り仁賀保家嗣絶えて其領土を沒せらる。

貞女紅蓮尼

紅蓮は象潟の人、其の事蹟は別記落合直文編纂中等國語讀本に收むる所の光則文集に詳かなり、夫れ水陸の形の人の性と相關する古來其の説に乏しからず、象潟の風色を以てして紅蓮尼の如きを産む豈に偶然ならんや、處女の一身を末見の故人に捧げ、而して堅く婦道を執て益々明かなり、これ心性に於ける眞善眞美の靈動極致せる者、學んで成り、勉めて得るものにあらず、人は常に仰ぎて儀表と爲し、亦た深く省みて龜鑑と爲さば庶希くは、克く常道常規の中に安んじて人生の常命を完ふするを得ん歟。

天地の變や測るべからず、風色の美も亦た必ずしも恃むに足らず、獨り人心の靈動極致したるものに至りては、千萬世の後と雖永く感化の精を失ふことなし、九十九島八十八潟は象潟の形にして、貞女紅蓮は即ち其の靈たり、形や時に天の變に崩れ時に地の變に備はることあらんも、其の靈に至りてや千古萬古に不動不滅なり、象潟の郷黨徒らに其の形にのみ拘せずして、謹んで其の靈に遊ふことを欲さば、彼的美神の神護彷彿として象潟の水陸を離れざる可し、(明治三十八年三月十一日某嶋の草廬に誌する水公)

名もかぐはしき紅蓮尼は出羽國象潟の商人の子なり、創め父三十三所の觀音を拜み奉らむとて、獨り旅立ちけるに陸奥松島の掃部といへる者も同じ志にて一人の旅なるにゆくりなく道伴となりて、いと懇に語らひ睦びけり、とかくするほどに志遂げて白河の關にて別れむとして互に名殘惜みける時にもほえず、慙く親み馴れぬるを今遠く別れなば復た逢ふことも知り難し、君一人の男子もたりと聞く、われ一人の娘もたりに願くば、こを配せて永く好を結ばむといふ、掃部悦び諾ひて、さて我家に歸れば子の小太郎病ひて果敢なくなりぬとて人々悲みあへり、夢うつゝともえわかず、先たぬ心の關にくれ惑ひて日を経つゝ象潟へは慙くとも告げざりけるに幾程もなく娘を送りおこせり、掃部打驚き我子は早くみまかり侍りささるをとく告げざりし意は今はいかにかせむ果敢なき縁と思ひ、とく歸りて更に良縁をもとめ給へといふに女うち泣きて、とみにものをもえいはず、零時ありて親々の許し、中は未だ對面も賜らぬに、うせ給ひぬとも猶妹背とこそ思ひ侍れ、宿世つたなきはいかにかせむ今よりはたゞ亡靈に仕へ奉り命終ふるまであだし心を思ひ侍らじとていかに勸むれども聽かず、遂に止り居て舅姑にも孝を盡して、まめ

まめしきこと類なし、慙しつゝ、年を経て舅姑もなくなりければ、圓福寺の明極禪師の弟子となり、頭あろして名を紅蓮と改め、一向に法の行のみにてこの世を終へけり、さて小太郎の幼き時常に觀世音の御堂の邊にて遊び戯れけるに手づから梅の一本を植ゑたるがあり、この尼を亡夫の形見と忍びつゝ、その側に庵して住みけり、ある時その花の盛なるを見て悲に堪えず

移し植ゑし花の主ははかなきに

のさばの梅は咲かずともあれ

と咏みけるにまたの年の春この梅のみ咲かざりければ尼また

さけかしな今は主とながむべし

のさばの梅のあらむかきりは

これより春ごとにもとの如く花咲きけりとなむ今その庵を心月庵といふ、軒端の梅といへるは猶當時のを作りつき植ゑつきたるなり、又その手すさびに作りし煎餅といふもの後にその名をおぼせてこうれんといひしが圓福寺より歲毎に國の守に獻る事恆の例とはなれり、されとも今はそのうせにし年月もその墓のあかりもさだかならず、世いよく遠く隔りなば語るべき聞きつぐこともなからむと

て江戸の人宮下信教圓福寺の中方禪師に謀りて石に記して永く世に傳へし事を願ふ、あなめてたの志や、あなよろこばしのわざや、

第二章 象潟

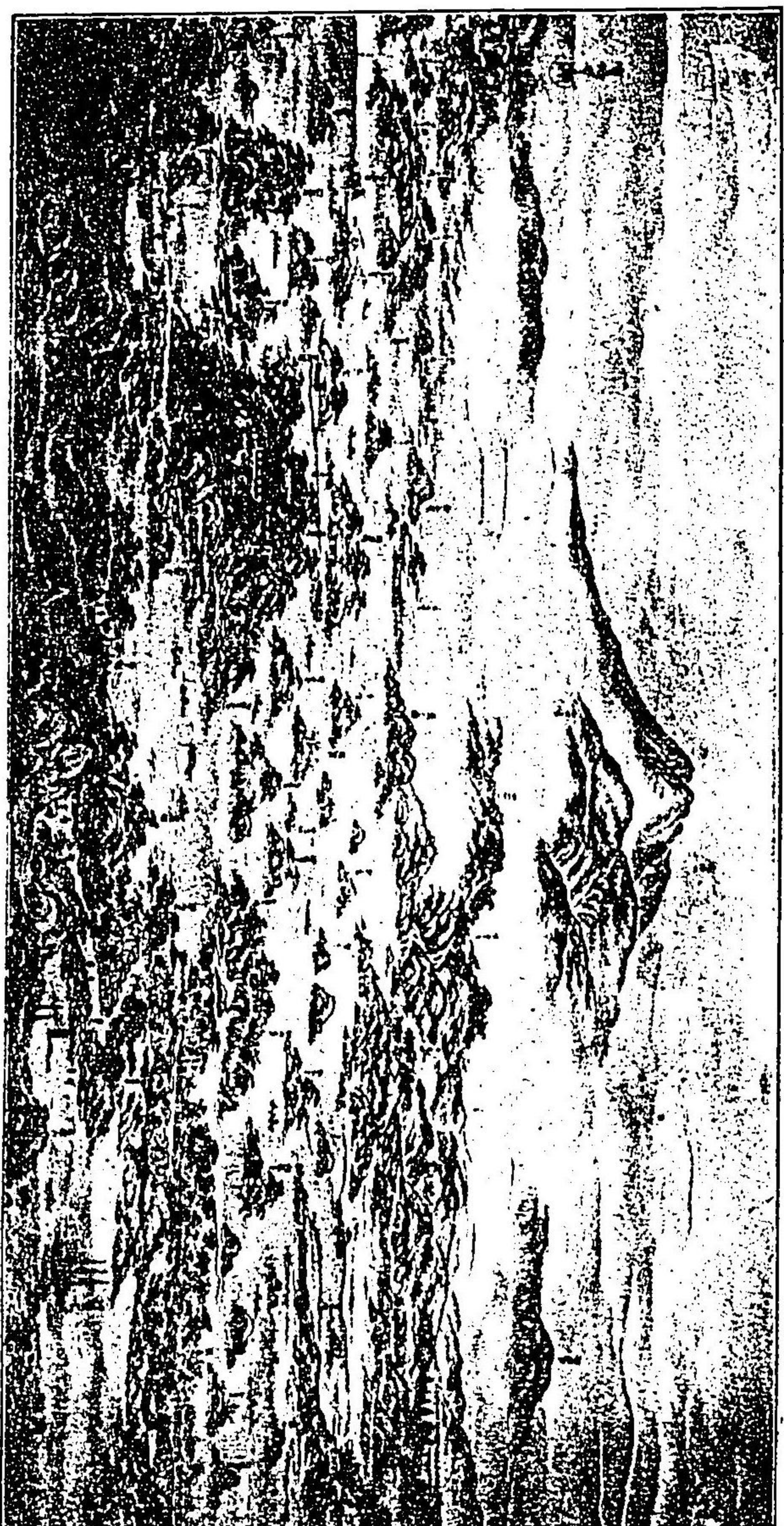
(一) 古景

上 全景

文化地震前の象潟は實に我國有數の勝區たりしなり、堂宇地形固より古に比すべくもあらざれど、蚶滿寺の依然存するあり、松、櫻、躑躅、薔薇等の四時紅緑の裝ひ今見るべからずと雖も、九十九島の多くは其の古形備はらざるに非ず、而して鳥海の眺望、男鹿、飛島の遠望、今昨と譲らず、若し夫れ島の水涸れて森となり、其森と森との間に青々たる田圃の早苗を春の流れとも見、稻穂の漸く熟して風に垂るゝを秋の波とも眺め之に加ふるに古今文士雅客の詩懷に出づるものを以てし、而してかれと是れとを能く參酌想像しなば、象潟の古景庶希くは彷彿たるを得ん歟。

中 九十九島

八つ島 甘滿精舎の南端に接續し、地形高燥風景絶佳の一島嶼にして象潟神社一



象 渴 文 化 震 災 以 前 の 古 景

名入の島神社のある所、祠は豊岡姫命を祭祀し、毎年八月十五日其例祭を行ふ能
因法師嘗て救命に依り歌枕を試みたる時、神前に咏じらく

あまにます豊岡姫にことゝはん

幾代になりぬきさかたの神

茲に藤原政秦の建設したる碑銘あり

象潟神祠之碑

出羽國由利郡象潟洲神在焉曰豊岡姫祠而祭不知其初蓋自古云然戰國之間失
其祭典鄉人不復知爲何神歲時伏臘類繁僅存矣稽古天兒屋尊姊曰天市千魂姬天
裡以天市千魂姬爲蠶女肇造衣裳教民蠶織之道乃開天豊岡植桑以蠶焉豊岡天祖
之桑田而此神主之故號稱豊岡姫也是爲蠶祖其地在本庄侯封内今侯嗣封十一年
爲昭陽赤奮若歲侯始行部遵海而南放于象潟因過謁祠見其荒廢召鄉父老問之而
父老不能對侯乃願謂有司曰天子祭天下名山大川諸侯祭在其地者禮也今父老不
能對非父老之罪乃禮之不講也祠之詠於國風著於載籍固非里社叢祠之比而荒廢
如此其非爲民祈禱於神祇之義哉吾將舉之仲尼曰名不正則言不順言不順則事不
成此行也吾先正之名明年侯朝東都因命世元制文於是令有司刻石立碑辭曰

羽海之濱象瀉之洲天盡奇絕一區是牧有神主焉曰豐岡姬寔爲蠶祖民今輯之祭典中失名與物紛茲修逸禮乃秩無文慙兮貞石磨而不浪庶萬斯年神德永新

寬政八年歲次丙辰二月朔日

秋田侍從源朝臣義和家額

近江源世元撰 武藏左潤書

從五位下藤原朝臣政秦建

象瀉神祠之裏銘

吾二臣老奉命勤碑其左所用心碑材也封內所出固不耐用而北濱地氣大殊他邦逢寒石多凍裂以故中原所住亦不可概取乃旁訪廣求二年於伊豆州始得中選者選者碎成遂得復命吾二臣者喜不知也因請就碑陰記之

監工 六郷信就

原 貞晏 謹識

江戸 中慶雲齋字

福島 八つ島の南方にあり。

太郎嶋 福嶋の西に在り。

妙見嶋 太郎嶋の西崖蒼鬱たる緑林の間に華表の一端の顯はるゝは嶋中の妙見神社なり。

稻荷嶋 備前嶋と俱に汐越村の中央より東北に突出したる二半島にして老杉古

松蔚然として茂り並尚ほ暗し稻荷島には島中に稻荷神社あり境内一百有余歩

幽寂閑雅の地なり。

放生島 稻荷島の南に在り往昔最明寺時頼諸國遍歴の途上其風光の明媚なるを

愛して足を停むること三年の長きに迫ひたりといふ嘗て放生會を其庵に營ひ

因りて菴を放生菴と名く蓋し島名も之に因みたるならんか。

能因島 象瀉八景の一にして放生島の東に在り古昔より觀月の處たり傳へ聞く

能因法師甚だ此地を愛し庵を結びて長く吟咏に耽けりしと。

入道島 能因島の北方に在り隕甕數株の矮松浪に浴し風に櫛り遠見殊に佳なり

夫婦島 灣曲せる二大磐石にして此渾り水淺く俯して魚鱗の游泳するを賑るべ

し其南に的島一つ石島の二島あり。

海老草島 坦々たる砂地にして周圍には蝦草茂れり。

伊勢鉢島 海老草島の東方にあり其狀鉢を伏せたるが如く西は三つ石にして奇

岩削立し其正南は葡萄島にして小葡萄島と相對立す。

躑躅山は巖嶽

大島 三つ石島の東崖にあり松杉蒼々たり。

小島 大島等に隣り東南に山吹島を控ふ。

牡蠣島 山吹島の北方に位し偉大なる牡蠣を産す。

回り島 牡蠣島の東南にあり周圍を巡覽するに適す。

上小山 下小山此の二島は湖の南に在り。

繪松島 湖の中央にあり一小溪島内を通ず兩岸は崖巖聳立眞個鉞斧を以て臂さ

たるが如く薜苔之を掩ふて恒に青々たり。

龍虎島 鷺島二島相近接し其の北方に二三磐礫の連続せるは續島なり。

櫻島 全島悉く櫻樹にして花影水に落ち無數の魚介花笠を戴けるが如く繪松

島の綠翠と相映じて奇觀たり曠昔領主仁賀保兵庫頭の亭榭を經營せし所にし

て一名御前島といふ。

大獅子渡 小獅子渡櫻島の右岸に當り岩石重疊して自然橋を爲す。

十王島 洞陰島鳩島鳥島砂子島並に鵜島小鳥島志古島皆干満橋舎以東にあり鵜

鳥は岩上に雌鳩の巢こもるを以て此名あり

波こえぬちぎりありてやみさこの巢

(會良)

辨天島 湖の北部歌櫻の北方にあり水面を抜くこと一百度島中第一の高地にし

て鬱然たる古松老杉の翠蓋高く碧空に翳し櫻樹其間に點々散在して春時は潭

水に紅綠を綴出し甚だ奇觀なり頂上に小祠あり辨才天を祭る往時秘願を籠む

る參詣の來復頻々たりしこと舊記に見ゆ島の周圍は鹽水最も深く一丈五尺を

算すべし。

檜島 平面を爲し鏡島樹巖奇狀を呈し中島大石亂横せり曲渚の北に當れる小兵

庫島は兵庫島若松島と俱に巴狀を爲し斷續極りなし。

本と島 并に留代島鮮桶島森合島三本松島多羅の木島一本木島背長島下島島

中島下躑躅島薔薇島は點々星布基列し東崖の鹽燒島は一帶の砂地にして草木

發生せず。

大日堂森 白山堂森下白山堂森は連嶺山巒を爲し其坂下には上善階森下善階森

あり

圓波島 并に源田出口角脇芳崎勝木森前川森前田森反船島上塔の森下塔の森は

延曲して北涯に平島下鳥谷地上鳥谷地手代森は西涯に沿ひたる半島なり。

腰長島 是れ芭蕉翁が杖を停めて

腰長の汐と云ふ所はいと淺くして鶴ちり立てあさるを

腰長や鶴脛ぬれて海涼し

と咏じたる地にして古は水淺く捲裳徒涉せりといふ其東は大森にして古折島八幅森鷹放島駒繫ぎは其東部に連続し鷹放駒繫ぎの名は六郷家が此二島を狩場となしたるより出づ。

塞の神森 其他琴が脇尼が森五十人森等は西方殆ど海岸に面せる諸島嶼にして

就中五十人森は怪岩奇石北方に羅列すること約五十遠く之を望めば一隊の僧

侶の進行するに髣髴たり。

笹森 標島漕上り駒止め三つ輪崩れ山は西海岸に沿ひ現今大鹽越と中鹽越との

間に元在せる丘陵は則ち是なり。

花見島 狐森蟹子島男島は其附近に點々散在す。

高島 干満寺の南方に在り其北方には長島あり干満精舎の背部より長く江に突

出し白砂翠松の連続すること一町に餘る。

疇昔は其名稱今日と異なるものあれども今其變遷の年代を知るに由なし寶曆年間
の記録に據れば

三つ石まな入郎稻荷島別名保仙島明見島石島かし小島かき石岡入道嶼だにき
嶼入道島海老艸島ふとう島廻島入道島いたどり鳥邊島福島十王島干満寺あみ
だ島袖掛島權現島なさくら島普賢島さうな島つとし島すなめ島小島つゝき島
大石いたか島中島とり島みさご島しゝ島野さき島ふし島さうこし島上の白山
うの石ほとしま森間またしまいとけ島下の白山たは島ひうこ島小口ふし島し
よといし繪松島高島辨天つゝしとめささしますしをけさに山山居島檜島はら
島かたなか島さぎ島大み日濱しゝみ島なに森うはけし森さき島こしさき島か
いの森いなは島しきせき島上塔森下塔森ふりをり島海老島をり舟島いなはし
ま下つゝけ島野あい島みのは島あい島上平島かもめ島大島かつき島かとはさ
下平島上鳥谷島かはうそ島鳥谷島をさき島下とくや島長島前川島よしさきた
らの木もり川島つけしま梅田もり

象潟碑

吾海以内之勝雖亦夥矣稱爲於海外洞庭會稽應接不暇者尙弗敢讓則獨慕之松島羽

之象瀉爲最云。天海外洞庭會稽，一葦之不可以航，固亡論而已。雖則吾與之松島，羽之象瀉，以其越在僻陬，雖好遊如余者，未嘗便道涉其地也。顧吾海內之稱爲勝概，多在于京洛幾甸之地，而躬到其境，目擊其勝，蓋其所見不稱其所聞者，亦不尠矣。其何以稱焉？若乃論其實，則真之勝地，概在於侯服荒衝之外，總之山川之間，雖迺爲清麗，大抵弗如在海上之爲雄偉也。然其不稱焉者，豈得無非亦以其無人故也邪？羽之最上念堂道人，繇里松林山人二子，不遠千里，以圖屬象瀉，充于余。余受而按圖，象瀉在羽鎮島嶽北百里，其大勢之所赴，漸竭以成一天地，延長十餘里，北距大洋，厪里許，海水之所出入，廣厪廿許步，以孔道所涉，迺橋其上，曰中橋，橋之西即古城，有驛屬焉，爲走酒田之路，橋之東乃往本莊之路，蓋象瀉一江，形如象，故名焉。或曰：謂其絕特，宜以圖想像也。瀉土俗謂洲渚際，潮落而清淺，可揭爲瀉，凡天池中瀉八十有八，島嶼若巖石共九十有九，迺其窺目雖隨所皆可，然蚶滿寺爲第一，蚶滿寺在東北長洲數百步外，島嶼巖崖大牙相接，蹊絕則梁殆臨乎江中心，仰面鳥嶽萬仞，倚一江，全象可畧指數以悉矣。然自蚶滿寺乃意輒衷，若不復繼然，故從於中橋下，放葉如小艇，從西北隅右旋，漸入佳境，猶有餘蘊云。中橋南二三十步，有石相依，成龍，曰細石岩，其西南數步，狀如五嶽真形，曰毘沙門巖，其傍數株矮松，據於隕崖，浴波櫛風，曰柔導嶼，柔導東南不能二百步，怪巖異木，蔚鬱侏屈，猖獗爲相，鬪狀波瀾，常激百千其下，曰俊猊

島舟行矮松下，則在北岸古城下，榛荆成林，曰千手庵，其西南三百步許，大如柔導，蟠木之盤根，纏盤輪漚，詭石凸凹，爲巖爲殿，塔塔環列，又有三大石，色如削鐵，理如樂石，而觸起狀，曰小鳥嶋，蓋斜視之，危側如鳥爰集，尤小鳥，行可三百步，曰美女嶋，昔者江妃女爲海若浣沙于此，曰大洲，隣美女，樹竹叢然，爲稻荷祠，其西北爲放生菴，稻荷東南二百步許，大與美女伯仲，截女斧劈，曰的嶋，其西南小於小鳥，奇於柔導，曰能因嶋，相傳僧能因，停舟爲詠，所能因西北二百步許，而近放生菴，曰美鑿嶋，美鑿西可百步，二大石，礮折相敬，曰夫婦嶋，夫婦西里許，五大石，皆可座數人，爲觀月岩，中秋宜乎先望月，出乎東山，觀月西數步，傍西岸有石，爲歌僊巖，倚此賦皓月章，飄々乎有訪素娥於月殿意，此間水極清淺，而不波，不須燃犀，水旒可俯而瞻也，其南數步，又有巨石，蒼牙成疊，醇成短嶽，成孤岫，曰三物石，南大倍尋，平如砥，曰文台石，其東北石，戴土穩然，曰葡萄嶋，此去南畔二里許，頗豁如也，而稻田彼阿外，連巒如黛，叢祠香刹，隱見於彩翠際，爲大日，爲御岳，爲守夜，御岳側一溪，建瓴之勢，稍就平衍，以入江，曰濱田，御岳南爲小瀧，又南三十許里，在嶽西半腹，危岫突起，曰觀音森，而濱田東南長洲，竟數百步，巖石續々相依，水際女馬，午群飲於渚，二岐重立，乎洲，巒類如踰如，踰甲曰繼嶼，其南乃鳴瀧川，又南爲白山祠，繼嶼北伊勢抱嶼，伊勢抱東一大盤石，圍而平，日大數石，其南曲岸一折，而枕于水中，斗絕成一整，敦狀如覆嘉量，曰禪海阜，禪海北百余

步。玄海嶋其東七八十步西躡獨嶋皆巉乎巖巖各異其觀并在能因南數百步躡獨東一山半倚陸半入水爲丹波磯是爲狻猊正南丹波東西兩山爵葱爲十二嶽其南嶽麓而近爲大平牧在昔產天馬云丹波東樹岩皆奇而小曰鑿嶋鑿嶋東大石亂橫曰御中島其東三十許步在一曲渚之中江奇岩帶線離群特立孤而爲奇曰懷嶋曲渚北一山曰兵庫島兵庫西欲絕不絕如懸疣附爲小兵庫兵庫東松柏扶疏巨巖神鏤鬼劃而怒起于中央除廼傍岸爲虎豹爲熊罷爲鷄狗曰慧抹島慧抹北百許步大於大鼓又可以坐數人曰坐禪石坐禪北百許步即蚶滿神祠北松樹間往々而有山櫻曰小櫻小櫻北偏曰福島其北一小洲曰象潟不知何故獨專象潟名也其東老櫻大數回曰西行櫻爲僧西行詠者又北百許步石奇秀成起曰太郎島皆在蚶滿寺西北犬牙相接者也而坐禪東數十步曰閩羅島其南百余步大頰頭兵庫較平穩爲潮煮嶋潮煮東釣艇東松杉藍蔚曰大島其東偏如一抔土塊然來客曰一抔嶋一抔東三小岫鼎足曰少松嶋傍之一洲曰芦嶋其東百餘步黑如皂鷗將攫即大鷹又東數十步宛如盆山曰舟繫石相傳在昔天神白日降維舟于此此其東岸破陀外華表出乎樹隙乃天神祠祠之左右有二池南曰女潟北男潟舟繫北數十步石色如瑠璃狀將飛即小鷹小鷹東數十步半踞稻田曰鷹樹島其北百餘步如封豕人立爲降天石隆天西數十步十蕘嶋南岩而奇屋中嶋北洲而綠乎嶋洲絕復起爲無名嶋

無名西二小嶋曰蛇曰筋々南繩城嶋繩城西寧樂嶋寧樂西北爵而小高嶋其傍石見頭角於漣漪上曰童子童子即在蚶滿寺下西數十步即神祠舟行跬步忽乎隨以變又無一不殊其狀也於是始捨舟果哉入佳境有餘蘊也四序雖皆宜風景得時淤囑於此則鳥嶽突几乎碧霄真如巨鯉之新化搏垂天之翼於扶搖九萬之外嶽麓之諸嶋紫翠高低兒孫而羅列擁江遷迤聯綿乎海壖數百里而汗漫一天池長洲曲渚與無數島嶋競態爭狀或正或斜或背或向綺錯繡交近遠參差吐納漸汐澗澗相含靡弗缺媚於吾目睫間是爲象潟之大觀昔者與羽在荒服之外不特方物之不貢負周觀觀唯窺鼎之輕重不敢歸順服義後稍即奉正朔以羈縻內屬譏爲放有罪有大辟之地不敢復視諸中國也今也不然四海一家邊關不閉舟車所至無貢而不入無地而不招朝覲聘問行李往來絡繹相望於路則視猶宇下夫與羽大邦地居天下之半學者亦多出睥睨上國未嘗少讓斯二子所以有此舉也而象潟之稱爲海內之勝雖固非待二子而顯者然其得人爲重而名益彰豈可謂極治右文之化無不稱乎哉是不可以不記者邪

寬政三年辛亥春二月東都藍田東詠年撰

象潟九十九島記碑

山水之勝因人而顯如永州之於柳子厚耶馬溪之於賴山陽是也因天而顯晦如富嶽

凸出而晉湖凹陷是也。如象潟之勝。因人而顯。因天而晦者歟。象潟在羽後國由利郡埴越村。村西北濱大海。而東南爲象潟。袤三十三町。廣二十四町。昔者淺水清麗。成沼湖。而九十九島。葉布星羅。或峭立。或平坦。或圓而可撫。或長而如拖。古松老杉。森茂焉。櫻柳。躑躅。交加焉。奇巖怪石。懸而神祠。佛宇安焉。春則紅葩。離碧波。鷗聲與漁歌相倡和。夏則清風。皺漣漪。可以納涼。可以垂釣。秋冬則皎月照徹水底。白雪點綴島樹。而雲烟常來。往淡粧濃抹。莫不總宜。使坡仙觀之。復將比西子也。其島南則連山疊積。環合如列屏。而鳥海嶽。戴雪卓立其上。瀉北有巨刹。曰千滿寺。一目收攬全景。寺係慈覺大師創立。北條時賴中興。能因西行兩法師。及時賴。佛師芭蕉等來遊。大賞之。皆有題詠。象潟之勝。稍因人而顯。而文化元年地大震。全潟凸出爲平田。而九十九島多變形。其勝終因天而溷。晦。寺亦爲之頽壞。九年開院宮歸依住僧覺林和尚。賜銀助再建。又命爲祈願所。明治三十四年八月。今宮戴仁親王北巡。次午。飭于此。懷舊者久之云。今茲三十六年。距地震一百年。寺主植木石英。欲建碑記古今變遷。以示後人。請親王篆額。又寄示古記圖。徵余文。吁。嗟大塊且變遷無常如此。人間浮生無常。何足言。然而衆生沈溺。名淵利海。不能度彼岸。而忽諸。何其迷誤之甚也。苟欲免之。莫若修學養心。長生久視。于不變不遷之境焉。是石英濟度之志也。銘曰

天地旋轉。滄桑變遷。矧斯塵界。
過眼雲烟。人若解脫。大道澹然。

東宮侍講從四位勳三等文學博士 三嶋毅 撰

下 象潟と文學

紀行文

○芭蕉の奥の細道

江山水陸の風光數をつくして今象潟に方寸を責め。酒田の湊より東北の方山を越へ磯を傳ひ。いさごを踏みて。其際十里日影や、傾く比。汐風眞砂を吹上げ。雨朦朧として。鳥海の山かくる。闇中に莫作して。雨も又奇なりとせば。雨後の晴色又頼もし。と。蟹の苦屋に膝をいれて。雨晴るを待。其朝天能霽れて。朝日花やか。にさし出る程に。象潟に舟を浮ぶ。先能因島に舟を寄せて。三年幽居の跡をとふらひ。向ふの岸に舟をあかれ。ば花の上漕ぐとよまれし。櫻の老木。西行法師の紀念をのこす。江上に御陵あり。神功皇后の御墓といふ。寺を于滿珠寺と云。此處に行幸ありしこと。いまだ聞ず。いかなる事にや。此寺の方丈に座して。簾を捲けば。風景一眼の中に。畫て。南に鳥海天を支

へ其陰うつりて江にあり、西はむや々の關路を限り、東に堤を築て秋田に通ふ路、遙に海北にかまへて浪打入る所を汐こしと云、江の縦横一里あまりにして、俤松島にかよひて又異なり、松島は笑ふが如く、象潟は恨むが如し、さびしさに悲しみを加へて地勢魂をなやますに似たり、浪の打いる所を鹽越といふ

象潟の雨や西施か合歡の花

夕方雨やみて所の某を伴ひ舟にて江中を案内せらる

夕晴や櫻に涼む波の花

腰丈の汐と云ふ所はいと淺くして鶴あちちてあさるを

腰丈や鶴脛ぬれて海涼し

水光滄澗晴更好 山色朦朧雨又奇

若把西湖比西子 淡粧濃抹兩相宜

の吟より出てたるものなりと云へり、尚ほ同じ路をたどりたる

波こそぬ契ありてやみさこの巢

曾良

象潟や料理何食ふ神祭り

海士の家や戸板を敷て夕涼

附記

當地金氏今現に其肉筆なりとて一軸を所藏せり、芭蕉翁の來遊せられたるはもとより明かなり、然して父老の言によれば、翁は象潟の風色を捨て去るに忍びず、此所に越年せしと言へり、其宿泊したる家は當時土明新助とて町役人なりしと、近年に至るまで、此家與治右衛門と云ひて、當町大町にありしか、今はなし、翁は降り積る象潟の雪を眺められ、其話にまざるに驚かれたる句もありしと言ひ傳ふれども、其句は奥の細道にも見へされば、詳かならず、殊に參考の爲めに記す。尚旅客集なるものあり、是又同氏の藏する所に於て、此は即ち文化以前、此所に來遊せられし東西の文人墨客か自筆せしものにして、是を集めて十數冊吟詠は詩歌俳句共に凡そ數百千章、その恨むか如く、媚るか如き、この象潟の花の晨月の夕、長程萬里の孤客が胸中の感慨凝てものせる、何れ玉瓦は免れされとも、其狀を知らんと欲するの士は之れに就て見玉ふへし

俳諧寺一茶

彼の奇嬌の俳士俳諧寺一茶翁が六十餘才の高齡もてはるく尋ね來りしも、惜しや象潟は已にその俤たになく、唯々冬風のもの、凄く梢を拂ふ音のみなるを憐れな

る、文政六癸未彼か日記の一節に

○象潟懐古

前年の大地震に鳥海山は崩れて海を埋め、手滿寺は揺りこめられて名残たになし
さはかりの風色もいよく、怨むか如くなり。

象潟の欠をつかんで鳴く千鳥

○日本行脚文集天和三年

大淀 三千風

かくて五月十一日六江を立つ保呂波に通夜して本城の船津を過ぎ鳥海山の腰を
廻る、當山は功名の靈地なれともいまだ雪深く、彈項の時ならぬは不參し侍る、漸々
象潟に入り、蚌滿寺欄前湖水を眺望す、向に鳥海山高々と聳へ花の上漕く海士の釣
り舟を詠めしも、實にと打ちあまる、寺院の傳記什物を見て、

西行櫻木陰の闇に笠捨てたり

毛を替へぬ雪の羽をのす鳥の海

波の梢實るや蚌の家さくら

○陸奥千鳥

天野 桃 鄰

坂田より象潟へ行く道かたの如く、稚所半分は山路岸角を踏み牛馬通せず、半分は

磯つたひ荒砂の道行きく、て鹽越即ち象潟なり

象潟眺望 小島七十八

東鳥海山 西荒海

町の王板橋の下晝夜潮のさし引によりて、滿千毎に潟の姿異なり

皇宮山 蚌滿寺 經月舟筆 鐘樓山 西行櫻 閻魔堂 骨堂 袖掛堂 阿彌陀堂

觀音堂 藥師堂 赤坂普賢堂 十王堂 冠石 神明腰掛石 兩玉山 光岸寺

山光山 淨專寺 青塚 若宮 塔ヶ崎 物見山 船着八幡 熊野堂 二堂 三石

堤留 鯨濱 稻賀崎 野崎 大石 伊佐野神山 火折山 烏石 上白山 森

間 高崎 辨財天 下白山 海入森 大鹿渡 唐渡山 十二森 漕上 男潟

女潟 腰長 合歡木 大師崎 人騎濱 女鹿渡 唯鳩岩 八島 能因島

松島象潟共に感情深く其傍彷彿たり、倭國十二景の第一第二此二景に限るべし

象潟や唐をうしろに夏構

能因に踏まれし石か莓の花

尙別書に左の記あり

武藏野を霞と共にたち出でて奥州の名所隈なく分け入り漸々水無月十日あまり

汐越といふ所になんつき侍る、遠くも来つるものかなと獨りかこちて假の枕の目もあはさず、短夜の明けをさそまぢわびて主を伴ひかの象潟にのぞめば景色殘らず古人の舌をよるひ筆を投げ給ひし(此間落字)かゝる眺望に至りて句を綴るに詞たらず(落字)師の跡を慕へ杖を引ししのみとかひやり捨るものなり

暑き日は鳥海山の雪見かな

誰こもる能因島に夏百日

翁の碑を拜して

秋田 五明

塚に苦むして石に花咲く萱かな

象潟や森のなかる、朝霞

春もまた蜆小さし薄氷

黄鶴園 蘆元坊

有耶無耶の關をなん越るに關村といふ大師崎あり、函谷ともいふてはちなきは一夫跨れば百を支ふべき所なり、武士の出るさ入るさにしほりする遠近のむや／＼

の關とよめるもさる事ぞかし、鳥鳴て有無を告ぐるにたよりて人又往來するには有耶無耶といふなと聞へし、常に草木茂りければゆきこふ人もしほりせられむや／＼と名たてるもしかり、三里ほど過ぎて女鹿にいたりまた三里にして象潟なり(此所いふかし)露々たる雪の羽毛を散らしければ道もはかとらて日も西にねはれける頃工藤某に宿り侍りて四五日も歩み叶はず、炬燵をのみ友とする事になれり二十六日は晴に應じて皇宮山于滿寺にまかりぬ禪舎寂寥として西行櫻も物かげよりのぞくが如く(此間脱字)所の金氏に尋ねけるに此浦は昔は今の潟の東の山際を旅人も往來せしに西に向て見れば三韓を楯とりて大洋を抱き象潟の入江實にも奇にて其中に于滿寺はさし出て櫻は蟠龍の如く海士の小舟も笹の葉をちらしぬるさまなりしを櫻は波に埋もれてとよみ給へるものことをも語り翁も寺にいまして風景一帖(此間脱字)今は寺宇も造り替へ潟も尙一眸には疑さず西上人の櫻も漕ぐ(此間落字)埋木の如し誰か感慨なからんや八十八潟九十九森珠をならべたる所々を一葉に掉さして漕ぎめぐりたりし汐越の堤も皆な悉くかはりはてたれば今は潮汐も越へず秋田津輕の捷經となりて世の中はかくても經けり象潟の海士の苫屋を我宿にして村居も今の汐越村に移りぬとなん酒田よりは象潟は鳥海

の後にして浦といふは其山の下なり

四〇

○攝待船の記

日本 變化房 狸人

人に賢愚の別ありまた虚實あり、かく申すやつかれは和漢の文にうとければ詩人の沙汰は棚へあけて俳諧を知らず、元より歌は尙知らず、しかはあれど戯言を吐く事を學びておかしからぬことに其日々々の口を補ひ旅を與羽にまで化け歩行き今象潟に來りてそこ此所と見廻りつくるに蚶滿寺とやらん尊き法寺に芭蕉翁と刻みたる碑ありけり、いつの代の禪師の植へ給ひしよと問けるに元祿のむかし風羅房芭蕉翁桃青と申す風雅の君の此處に行脚して、かれこれの三章を残し、遺跡なりと、さてや其昔難波の道にかしこき君たちの風骨を残し給ひし勝地なれば諸國の風人此浦に杖を曳くもの多しとされと九十九森の島々を遊び廻らんには其舟の料なんともなからてやは王充か市に書を讀み韓信も漂母か情けをうけしたくひいかに況んや世を風塵に見かへたる行脚の貯ひなければ舟を求むるとも能はずして此方彼方に杖を曳き笠を敷きかへるもいかてかは、されは遠き國よりこゝろさして海陸山川を過き或は寒暑或は風雨になやみたまゝ、此地に至りながら遂ぞ心に叶はずして徒に歸り行くは實に情けなき事の限りにこそ、されば此潟

に攝待舟を浮へて永く行脚の助けともせはやと思ひなからも懐の空しければこゝに人々の志をうけ乞ひ阡陌をはしりかけてとたのむ武藏あふみさすかに風雅の人はうちも捨てす幸我子游か辨もからぬと塵もつものは山となるのたとえからくもたよりなき行脚等を救ひ渡すの船も出來たりけりやつかれ此事を思ひたつも信にあらず道にあらず是も浮世を渡る方便にして實をうけて虚につかなは日頃のかくし蕙人必ずそれ給ふ蝶を捕んと思ふ猫は睡を装ひ鳥を捕らんとする鷹は低く飛ぶ皆々かくの如し今懺悔するもかたけれとかくすよりあらはるゝはなしと云へは棒ちきり木の出ぬ内にと五臟の濁水をもてあとを汚し終に化の本體をあらはして壺越の旅寢も跡白波とうせにけり。

○

勢洲行脚 無外房 燕説

名にし負ふ象潟は一里たらずの入江にして八十八潟九十九森の勝を備へ風景眼にあかすして雅客の鵬をなやます所なり海を西にし山を東南にかゝへて壺越の町八百の壺路に續て驛路の鈴聲賑かに皇宮山蚶滿寺は潟上に巍々として刹竿朝風にもまれ木魚の湖水に答ふるは禪風の盛なるへし熊野權現の東奥萬里の風波を鎮め玉ひ辨天の花表の海に綠あるもおかし波底の雪とあやしむは鳥海の夕陽

に聳へたるなり波心七十二峰は見ぬ國の洞庭まで思ひ知らるかくても世の中は
 と佗たる能因島花の上漕くと嬉しかられし西行櫻は名のみにして猶感慨を添へ
 たり袖掛堂は神功皇后の昔わすれぬ名を残し女鴻男鴻十二森絶へて又連なる奇
 岩島々數ふるにいとまあらず霞に消へ風に涌て無雙の絶景繪かと疑ひ怪しむ時
 は秋にして稻舟の行き來ふて最上川よりもしけく海士の子供の磯馴顔に驚と交
 りて貝拾ふも干珠をさくるにやと古へなつかしき詠なりけり誠に造化天功の千
 眸千里繪の間に遊ふ予か行脚の情此に極りぬ心に祖神を拜して日のかたむくこ
 とを知らずあゝ此佳景筆に寫すに筆短く口に話すに口すぼし
 享保七年に小川某氏か西行像の肥あり左に其大要を掲ぐれば

〔前略〕限りなき名所今なにとてか云ひ盡さるべき中にも出羽國由利郡本城東南に
 あたり象潟の浦は絶勝の舊蹟なり神社あり蚶潟の天神と號し大日貴命を祭り寺
 あり皇宮山蚶滿珠寺と號し參學の淨刹にして春風道場の前に座禪し秋月寂莫の
 中に頓悟す此地は上古神功皇后三韓御征伐の御時彼の地釜山海の浦より御歸陳
 あらせられ海上にて風波の難に逢せられ漂流せられ給へて終に此浦にあがられ
 玉ふと云ひ傳へたり此儀に附て思ひしに蚶滿種の文字穩かならず語路通せずも

し蚶潟種の謂か卑俚甚し象潟の潟の字滿に似たり種珠といふべきにや俗に曰皇
 后西征の折から龍宮干滿の二珠を献すと然らば干滿の字儀相叶へり恐くは疑し
 蚶潟又象潟に作れり此地の風景高き山雲に聳へ高靈唐を遐想し住來の船舶帆を
 つらねて廣き海天とひとし松竹翠いしけり花艸香ひ盛なり穀菜菓肴豊饒にして
 その象象の湊泊人家賑ひ此津に入あふ廻船多し寔に本府君公の惠篤くして北陸
 の要地なればなり往年古會部入道能因藤原顯仲朝臣後に最明寺時頼等の題詠數
 首ありて人口に膾炙す此かたの涯に大櫻樹あり繁花爛熳として風景いとも云ひ
 盡しかたし西行法師此所に來り花の盛りを眺望して磯打つ波も靜かにして海士
 の小舟の漕き歸るを見て和歌あり

象潟の櫻は波にうつもれて

花の上漕く海士の釣り舟

〔中畧〕其頃風流を好めるそれかしなるもの其蚶潟の邊に小堂を作りて西行の像を
 安置しまた西行の袖掛堂と云ふ又此小像をいつの頃いつれの人か持來りて堂中
 にねさめ置きたるを知らず案するに行脚の僧やまたは風雅の達人此風景にのそ
 み詩賦詠歌し滑稽の口號を残しよく其數を知らず

又云、往昔貞徳土人の俳諧の口號に變かりて稻舟見せよ最上川と云へる所より
 乗り行けば有邪無邪の關とて名所ありそれより本城の郭の外に象潟の浦は絶勝
 の舊蹟なり八十八潟九十九森とて名所數ふるにいとまあらすされば
 松島やれしまの景もなにならん

此象かたのあきの夕ぐれ

といへるよし陸奥の松島よりもすくれたると人々のいへるよしまた西行法師此
 浦に來りて櫻の花咲きみたれ入江の波にうつもれてありしを見て和歌あり此蚶
 浦の土地を知らされとも風景見るかことくなるものは西行二首の詠歌なり終焉
 の和歌に

願くは花の下にて春死なん

其ささかたの望月のころ

といふ日にあたれば禿筆を走せて書とめ待りぬ

享保七壬寅歲竜集二月十五日

○出羽風土略記の一節

小川 松壽爲顯

禪宗なり古へ眞言にして山號を稱皇宮山梵字カンマンを寺號としたり、依之近年

繪圖に干滿珠寺と云改めたり、古き繪圖は蚶滿珠寺とあり、近年僧徳峰縁記を書く
 當時に寄附す未見寺中に能因の腰掛石、西行櫻杯と云ふあり、汐の滿る時櫻花水上
 に映す象潟の櫻は浪に埋れて花の上こく海士の釣舟とよまれしは此所なり(中畧)
 近代芭蕉翁も

蚶潟の雨や西施のねむの花

と詠せり、郷人は是を石に彫刻す、土人皇宮山蚶滿寺と號するは上古神功皇后三韓征
 伐の時此所より渡らせ玉ふ故に皇宮山と稱す、又寺號は干珠滿珠の二顆より稱せ
 し杯といへ共皆附會の説にして不信用、三韓征伐の時築紫より異國へ渡らせ給ふ
 事日本記並に諸書に載る所掌を指が如し、但皇后記に合諸國集船々練と申とあり
 此邊よりも名あるものは其船を出し異國へ渡り凱陳の後皇后の武徳を感じ崩御
 の後神異を祭る事杯のありけるを後世に至り一寺を建て皇后山と申けるにや、皇
 后異國へ渡らせ給ふ所を唐ヶ崎といふ、御歸國の時御舟着給所に入幡宮を祭りて
 船着神社杯とある説あれとも不信用外に由緒もあるへけれとも知る人なし、但舟
 着の名は群神の流罪の時舟を着くる所を云ふにや

○佐久間義和の觀跡聞老記

蚶瀉 歌枕或象瀉或作蚶方

如今在由理郡此地盖古之山北也。在鳥海山西北。有寺曰皇宮山蚶瀉種寺。經酒田。在游佐郡。女鹿鹽越地。而過牟夜牟夜關山。至于茲地。多景衆美。天下之絕境。就中鷗嶋松嶋。辨財天嶋等尤勝地也。凡有九十九嶋。八十八瀉。春來白櫻。涵花影。青松落翠。陰佳。奧殊甚。鳥海山。截然聳東南。西方向大洋。其好景與東溪松島相表裏焉。

○ 出羽の國にまいりて蚶瀉と云ふ所にてよみ侍ける

後拾遺集

能因法師

世の中はかくても經けり蚶瀉の

海士の菅屋を我宿にして

堀河百首

堀河院の御時百首歌奉りける比ひの歌

ささかたや海士の菅屋のもしほ草

恨むることの絶すもあるかな

新古今

顯仲朝臣

さすらふが我にしあれば蚶瀉や

あまの菅屋にあまたひねぬ

○ ささかたの櫻は浪に埋れて

西行法師

花のうへこく海士の釣舟

正治百首

源季信

象瀉や海士の菅屋にきぬる夜は

○ うらかせ寒み雁鳴さわたる

ささかたや磯屋につもる雪見れば

○ 浪の下にそ海士は住みける

守覺法親王

夫木集

象瀉やしはの戸ほそのあけかたに

夫木集

花岡左大臣家小太君

象瀉やしはの戸ほそのあけかたに

こゑうらなれてちとり鳴くなり(畧)

四八

郷人相傳。往昔羽州象潟居民。女目縁而嫁于奥州東溟松嶋人家。其女平日懷其郷里。慕其父母而不措。偶值中秋晴明夜。良人詩之以名區之月色焉。其幼婦不喜。詠一首愁吟。述其所思。以答其良人云。

むすめ

松嶋や雄嶋の月もなにならす

たゞ象潟の秋の夕暮

蛸滿明神

夫木集神部曰。嶋中有神蛸方。出羽又筑前按羽州所出蛸滿寺。圖志地理不分明。事實不詳。審稱號名義亦甚鄙。但可惜。可以憾矣。夫嶋南市曰荒谷。市中有石曰冠石。市南海中有丈岩曰冠岩。市東水汀者石岸曰青塚。過此地而有寺。南曰長仙寺。北曰千手院。其東嶋曰妙見。其海上嶋曰三隻嶋。稻荷嶋。岡入道嶋。粉石嶋。過千手院。架一高橋。々北有伊勢熊野神祠。其路西曰神宮崎。躰虹橋。東海有拂嶋。夷嶋。入道嶋。房前嶋。躰嶋。嶋嶋。板取嶋。躰虹橋。經市店。徑北灣。有八幡神祠。其西磯曰中嶋。有是步行長堤。而左有妻神祠。其下設曲折之細徑。前有小嶋。曰鳥嶋。有山坡。是皆至寺院之道路也。坂西有石磯。曰伊地崎。登山坂而

有坂橋。自是入寺門。是所謂蛸滿寺也。東邊有彌陀閣。南有善逝堂。彌陀堂北嶋有櫻樹。郷人稱西行櫻。圓位所謂櫻陰沈。汲底而漁舟。過花上者。此樹也。彌陀堂渡東南。有幽徑。建十王堂。又寺南通曲徑。設普賢堂。善逝堂。南躰山坡。石磯頭有古櫻樹。下臨碧潭。是亦春時好人雅客弄春色。催幽奧之地也。坂南有石嶋。曰長子嶋。其東曰福嶋。自寺門又行小路。而者短橋。建叢祠。稱袖崎神祠。蓋古昔稱蛸滿明神者是也乎。又自寺門西歸。自是歷曲岸。水汀。稻田。蘆州。北行而之大森邑。其水濱曰鯨鯢灣。涉岸。陷白沙。其西一大嶋。斷岩。千尺青螺翠。崎可愛。曰高鼻嶋。々南松崎也。鯨灣以東。山外水面。巒峰。篠嶋。虎山。二嶋。及古群。大潮嶋。霜。稲嶋。南北蕩平。二嶋相并。又寺院以西神崎。以北檜嶋。躰燒嶋。雙長島。犬鹿嶋。掩盖嶋。芦磯。嶋。藍盛島。白鷗嶋。共相并。列西行櫻樹。以東。檜花灣。龍虎嶋。鷗嶋。水鳥崎。絲毛嶋。畫松嶋。共葦布干。滄波。其東汀有霜白山。夫妻嶋。豹紋島。蜆島。周匝千碧灣。其州前有巫山嶋。宰相灣等。地。其北東高山。有菅神廟。深松鬱々。華表臨綠水汀。左右林中有雙湖水。南稱雌湖北。號雄湖。自是遶水汀數里。有梅林。有蕪嶋。有拓嶋。其西有繪川。芦州嶋。其佗不可枚舉焉。是皆蛸滿精舍在其中。而所以圍繞于南北。布置于西東之勝地。向所謂九十九嶋。八十八灣者。是也。

山崎北華の蝶の遊び

四九

舟より上り松島の海士の家借りて宿り、笈下し草鞋脱けども、猶宿に尻つかで、五大堂杯見歩き、中層初夜過くるまで雄島に浮れ、宿に歸り臥して熟々思ふに、命の幸にして、松島の月今日見つ、是より象潟如何あらんや、翁の松島は笑ふが如く、象潟は恨むに似たりと書き給ひし事、思出られて、心に懸りて臥しぬ、松島鹽釜に草臥も忘れず、酔ふが如く眠るが如く、象潟に到る、翁の口真似するに似たれど、西行の形見の櫻、今を盛りと咲亂れ、南は鳥の海遙に遠く、西はひや／＼の關をなん、東は秋田の通路、海北に堤連りたり、江の中六里余、風景又有るべきに非ず、斯の所にも遊び來にけるもの哉と思ひば、我神心も我心にあらぬやうに思はれ、南華の蝶と成て遊べる我も又蝶にやと

象潟や我が蝶々の遊所

干満球寺の傍に柴の網戸の破れながら、さすがにさしたるにもあらで、葎など繋り合たるに、飛石のなほ顯はなること、住む人あんなるべし、多葉粉の火貫ひ、もしや茶などもあらば乞ひてんと、門に入れば作りたりとも見ぬぬ庭の様、松柏のいと大いなる茂れり、懸樋のとく々々と滴り、泉水には杜若あやめ美しく、蓮のいと清げに、巻ける葉の似もなき所よりさし出てたるあり、又岩の重れる隈々には、つゝじいと紅

なり、梅櫻の木梢色香を争ひ、鶯の聲ほの聞え、時鳥又屢なり、廣き方の砌には、尾花の穂て水仙の花は潔し、鶉、山雀などの飛びかふに、蕓、蒲公英の花可愛げに咲きなし、芭蕉葉の延やかに見えたる際に庵あり、軒には蔦牽牛花這纏ひいと殊勝なり、椽の端に寄り案内すれば、障子開きて、年の程五旬余りと見ゆる僧の、何處より何の用ありてと問ふ、是は松島象潟の名にうかれて行脚するものなり、たばこの火給はらん爲といへば、つく／＼守り見て、易き事なり、茶も望ならばとあるにぞ嬉しく、笈椽に下したはこ、藁せ茶吞て休ふ（畧）

野崎左文の日本名勝地誌

象潟古跡

鹽越村大字鹽越村にあり、象潟は古へより名高く天下の名區なり、相傳ふ往昔此村の女某なるものあり、奥州松島の人に嫁す偶々中秋月明の夜に値ひ其夫大に風色の美を誇りしに、女心悦はず、まづ島や雄島の月もなにならずたゞさかたの秋の夕暮といへる歌を詠して其夫に示したりと云ふ、以て松島に優るとも劣らざりしを知るに足るべし、然るに文化元年六月四日の地震の爲めに湖底隆起し水涸れ島のみ残りしを工藤傳作なるもの相謀りて松を伐り島を崩して田圃となせり、洵に

惜むべきにあらずや、唯た古の面影の彷彿の間に存するあり因て此に舊記に依りて之れを記せんとす、遊人の此土に來り古を考へ今を觀るに於て寸絲の益なきにあらざるべし、東西二十町餘、南北三十町餘、蚶滿寺を繞りて九十九島、八十八海あり、南の市を荒谷と云ふ、市中に石あり冠石と名く、市南の海中に丈岩あり冠岩と云ふ、市東の水汀に石壁あり青塚と稱す、此處を經れば二刹あり、南を長仙寺、北を千手院と號す、其海上にあるを妙見島、三隻島、稻荷島、岡入道島、彩石島とす、千手院を過ぐれば一橋あり橋北に伊勢熊野祠あり、其西を神宮崎と云ふ、虹橋の東には柿島、夷島、入道島、房前島、躑躅島、鳩島、板取島あり、虹橋を躑り市店を經て北灣に行けば八幡神社あり、社の西磯中島と稱す、是れより長堤を行くに左に妻神の祠あり、祠下に屈曲したる細徑を通ず、前に鳥島と稱する小島あり、是れより坂を上り板橋を渡れば即ち蚶滿寺なり、寺の南坂を下れば長子島あり、其東にあるを福島と云ふ、寺門より小徑を進めば短橋あり、小祠を建つ、袖烈神社と稱す、蓋し右へ蚶滿明神と稱するは是れなり、又寺門より西に歸り屈折せる水汀を經て北にき大鹽越に抵る、此處の濱を鯨鯢灣と云ふ、山半の涉り白沙を蹈みて進めば高鼻島あり、斷岩數十丈、青螺洗ふが如く、太だ愛すべし、島の南は松崎なり、鯨鯢灣以東には蜚峯、篠島、虎山、大潮島、箱榴島、南

平、北平等の諸島、碁布せり、又蚶滿寺より西、袖裂より北には檜島、鹽燐島、白鷗島、斐長島、大鹿島、掩蓋島、蘆磯島、藍盛意等共に相列す、西行櫻より東に榴花渚、龍虎島、鷗鷺島、水鳥島、絲毛島、齋松島、箱白山、夫妻島、豹紋島、蜆島、巫山島、宰相渚等、清波の上に散在せり、宰相渚の北東の山上に菅右府の廟あり、古松蔚然たり、左右の林中に雙湖あり、雨を雌湖、北を雄湖と云ふ、是れより水汀を繞りて梅森、蕪島、柘島、檜川島、蘆洲島等あり、上記する所は其大略なり、然るに今や荒蕪して其名を亦失んとす、古へより象潟を詠したる國風、太だ多し、茲に數首を抄録す、後拾遺集に説因法師、よの中はかくてもへけり、ささかたの海士の苦やを我宿にして、夫木集に同人、天にますとよをか姫に事とはん、いく世になりぬ、ささかたの浦堀川百首に通房、ささかたや海士の苦屋のもしほ草うらむることの終すもあるかな、新古今集に順信、さすらふか我にしあれば、ささかたや海士の苦屋にあまた、びねぬ、又俳士松尾芭蕉の句あり、曰く、ささかたの雨や西施か合歡の花、

蚶滿寺

鹽越村象潟にあり、曹洞宗にして釋迦如來を本尊とす、寺傳に曰く、此寺は延曆年中慈覺大師の創立するところにして、天台宗なり、其後于珠、滿珠の名に擬りて于滿珠

寺と號す、正嘉中北條時頼來り遊び寺塔を修め田園を寄附したりし物換り星移り久しく荒廢したりしを文祿元年再興して今の宗となり文化九年開院の宮の祈願所なりしと云ふ、寺境六千九百三十四坪、佛殿、開山堂、禪堂、庫堂、鐘樓堂、經藏、神功皇后殿、閻魔堂、辨天堂、地藏堂、太慈庵、納骨堂、稻荷社、無上門、二王門等あり、寺境に老櫻あり俗に西行櫻と云ふ、西行法師の歌に、ささかたの櫻は浪にうづもれて花のうへこぐ海士のつりぶねといへるもの即ち是れなり、其他に親鸞上人腰掛石、蟬丸、姿見井戸、菅秀才手種梅、北條時頼手植の躑躅、神功皇后袖掛松、里傳に云ふ征韓の時風波の爲めに此地に漂着したまひ御袖を此松に掛けたまひしと、開山傳法の松芭蕉俳句の碑等あり、毎年六月一日に大布薩會、七月二十三日に地藏慈覺大師の作會式を執行し賽するもの太だ多し

○満里溪の秋田寄

久保田立卯四月四日 左に鳥海山を見渡し景色よし、海を右にして汐越へ入る、蚶満寺一覽す、山門本堂の間櫻多し、皇宮山と號す、座輔に入り大なる額あり、平元梅翁の序文詩歌發句なり、鳥海山と象潟の景を庭とに見渡名にしねふ無雙の絶景なり、西行櫻と云ふは庭の内潟岸にあり、親鸞上人の腰掛石、芭蕉翁の碑石あり、象潟の

風景はむかしよりことなりて今更云ふも更なり、潟の中にさざと云貝大なるし、めあり所の名産なり

○朗詠の部

最明寺時頼

象潟と思ひし程はいそかれて歸へす涙にそてそぬれける
よしさらは思も絶へしあちきなや心留めし海士の磯家に
眺むれはいとゝ哀そまさり行く思ひ入江の海士のつり舟
愁ふらん世には住むとも象潟の汐干の磯に旅寝せしまに
斯てこそけに浮世をはいとわめと心留めし柴のいそ家に
命あらはまたも來て見ん象潟の心とゝめし松のみとりに
世を渡る業も苦しや海士人の袖打ぬらしもしほたれつゝ
象潟の汐干の磯にたび寝して袖には月をやとしぬるかな
惜まれぬ命も今は惜しきかなまた象かたを見んと思へは
象潟のいはさの波は早やけれと心の月のかけもすみつゝ

蚶瀉や海士の菅屋の藻葎草恨むることの絶へすもある哉
長かれといのる命も象瀉を見しけふよりはいかて惜まん

通房卿
細川氏柳枝

後拾遺集羈旅出羽の國にまかりてささかたいたふ所にてよみ侍り

能因法師

世の中はかくても経けり象瀉の海士の菅屋を我宿にして
あまにます豊岡姫にことゝはんいく世になりぬ象かたの神夫木三十四歌枕

黒坂孝和

見ても猶見まは惜き象瀉や海士のとま屋に宿り重ねて
象瀉に名残とゝめす行く雁はいかなる里にすみや習へる

新古今集羈旅に堀川院の時百首の歌を奉る時の歌に

藤原顯仲朝臣

左遷る我身にしあれば象瀉や海士のとま家を我宿にして

西行法師

願くは花のもとにて春死なんそのささらさの望月の夜に
象瀉のさくらは波にうつもれて花の上漕く海士のつり舟
松島やあし月の月も何ならんたゝ象かたのあきの夕くれ

親鸞上人

松島や雄島葎かま見つゝ来てこゝにあはれを象かたの浦

季廣

蚶瀉や柴の戸ほその明かたに聲うらがれて千鳥なくなり(夫木十七)
象瀉や海士の菅屋にさぬる夜は浦風さむく雁なきわたる

迂齊

草枕いく夜むすひて象瀉のつくもの森を今日見つるかな
象瀉のあきの夕はいかならん棹さすふねの松のしたかぜ

大坂常昌

遠つ島みとりうつして象瀉のたぐひはまたも浪の明ぼの

松前侯の母君

二十三日沙越に宿りて彼の西行の君の唯象潟の秋の夕暮と讀まれしを
思て

浦ふれし海士の小舟にこと問へは昔なからのあきの夕暮
同宿に月を見て

數ふれはいく沙越て象潟の海士の菅屋のつきを見るかな
歌人のつみゆくあとを尋ねつゝ今日象潟にみるを刈る哉

鳥海山を見て

聞くより見るはまされり象潟に羽ねをならふる鳥の海山

西行櫻の下にて

西に入る月の友人其夜半も木の下かけをあはれとや見し

西行能因最明寺の君たち此所にまはしたりしよと聞くにいとよなつか
しく

もろともに語り合せて象潟の昔しにあらぬ身をそららむる

○
象潟にまかりてたゞならぬ風景に心まといあやしけになる腰折をつゝ

りて笑草を後世に残しはへる

見ても猶見まゝはあしき象潟や海士の菅屋に宿り重ねて

○

他阿上人

象潟の菅屋に旅寝せし夜

かくまてとたれかおもはん象潟の沙干沙蒲つ月の詠めを

○

守覺法親王

象潟や磯家に積る雪見れば浪のしたにも海士は住みける

○

遊行上人

いつかあと思を止めてきさがたの海士の菅屋に秋風を吹く

○

松嶋や小島をかけてきさがたの浪にやとせる秋の夜の月

猪野満雅

今を見る時もありけり幾年かこゝろはかりは象かたの浦

重行

象潟やさし来る沙はたをや女の髪もてよれる綱かと思見る風

前忠雄

立去りていつの沙にか越へさや名残れしきはきさかたの森越

後千石

なからへは又も来て見ん蚶潟やかゝる菅屋のあきの夕くれ

諸四下破

言の葉の櫻はえたに埒こしのねりしもかゝる海士の釣舟 伊豫今治久保安敬

幾はくの里をも越へてきさがたの花咲く波をくゝる明月

象潟やなみに入日の影見へてかつく歸る海士のつり舟 藤州有賢延

年を経て思出よと人間は、見しとはいはんきさがたの月 三州岡崎佐々信貫

きさがたの月を見しより恐にも明石松しま忘れたりけり 斜月舍

名にめて、遠近人もきさかたのなかめにあかぬ花櫻かな 春朝

入相の鐘つくくとちもかけの見るにかはらぬ袖掛の露 重行

象潟やこぎ出てみればまたくひ波間の島の秋の夕くれ 忠雅

こゝろある海人の袂や象潟の秋たつなみに猶しほるらん

酒田 東樂水

落葉かと思まがふ斗あしかものうかふも寒しなみの夕風

春秋は住ても見まし象潟のはなと紅葉のあかぬけしきを

象潟やつらき旅ねの夜寒をもれもへくらべてとぶ千鳥哉

酒田 受樂子

流行木の葉にまさる侘しさは下あからぬかものうきふね

象潟やながめ入江の八十島に冬がれさゆる月ぞさむけき

夜寒さに衣かりがね打侘て名もきさかたの浪になくなり

播州高砂 三浦信成

五月雨にもものや思ふとなれやとふ花のあとなる象潟の鷺

老ぬればまたもこむこと頼まれずうた見に拾ふ波の蚌貝

釣舟のあともむかしの秋の田の稻ほなみゆる象潟のさと

鹽越の名はありながら今はや昔語りのきさかたのあと

杖とめていざこと問はん象潟のうらの姫松幾代經にけん

藤田

幾代經し傳への松の深みどり昔しなごらの色ぞ見へける

水月

ゆたかなる御代の姿のそのまゝか月影見ゆる姿見の井戸

水月

つりふねの跡は昔のゆめながら櫻は今もささにほへけり

全

俳句の部

象潟や雨に西施かねぶの花
 汐越しや鶴脛ぬれて海涼し
 象潟や料理何喰ふ神祭り
 西行櫻木陰の闇に笠捨てたり
 波の梢實るや蚶か家櫻
 象潟や唐をうしろに夏構
 能因に踏まれし石か苔の花
 蟹の戸や戸板を敷いて夕涼
 象潟の道菜りせよ核の花
 象潟のうつゝに晝の水鶏かな
 目に止よ青田くゝの潟の數
 象潟や杜の流るゝ朝霞
 象潟を牛に漕ばや春の潮
 行々子鳴く程象の汐靜か
 高潮や蚶蒲は虫の藻にすだく

白 吾 全 全 五 全 重 低 全 桃 全 三 會 全 芭
 雄 長 明 厚 耳 隣 千 風 良 蕉
 六三

蚶蒲の月や浪人を助け舟
 象潟や我を見て鳴く浮寐鳥
 象潟や苦屋にしぼる月の露
 象潟や海へ廣げし春の雲
 象潟を見て來て六里後の月
 海を忘れ山を忘れし名所かな
 象潟や櫻をたへて鳴く蛙
 象潟や人呼ぶやうに鳴く田螺
 象潟の氣を養虫の鳴にけり
 象潟の空はこゝろと鳴けや雁
 象潟の合歡の落葉や後の月
 象潟や手際過ぎたる蟹の菊
 蘆田鶴の聲ころくと草の花
 象潟や泊り合せて初時雨
 象潟は何時の旅寐や鳴く蛙

六三 金 傑 宇 如 巢 壘 斗 東 一 全 全 長 青 玉 澤
 桂 園 喬 竹 兆 山 興 李 茶 翠 岐 屑 庵

象潟の後になる日や初裕
 象潟も斯くやとて思ふ崩れ築
 夕暮は泣くに不足はなかりけり
 象潟の汐に聲あり蜀魂
 引汐に流れて涼し夏の月
 象潟や雲の峰漕ぐ朝小舟
 象潟や月も乗せ行く涼み舟
 象潟や雲の峰漕ぐ朝の風
 象潟の波や美人の衣更へ
 西行の名のみの残る櫻かな
 浮草の花に追れて蜩とり
 待てしはし晩鐘おしき蛸満寺
 蛤は吐かん湖上にかんまん寺
 象潟や秋を啼たり泣かせたり
 象潟や花へ漕ぎ行く蜩とり

六四
 千魚 浴々女 乙二 天龍 等唾 稻舟 巴龍 在不明 秋田輕舟 柳原亭六川 主一堂鶴左 淺舞追善舍 酒田些英

三日月や象潟の島の浮き沈み
 象潟や島朝霧に隠人坊
 手のとく水底寒し夏の峰
 象潟の海士やもくつの花衣
 象潟や山も錦を水かかみ
 越越の橋は胴へ潟の月
 藻の花や象潟の江を咲き歩行く
 月冴てかたに浮ふや蛸満寺
 象潟や月に笠のかのこ染め
 象潟の潮に聲あり時鳥
 象潟の笑ふ鐘や合歌の花
 象潟の月を鳴たか時鳥
 西行櫻にて
 葉櫻や昔は花のやさ法師
 蟬の聲は九十九森の雫か那

六五
 矢島不孟 秋田流泉 同花文 東武行脚白園 秋田蛭翁 伊勢自得軒 北條新左柳 高野山密衆碌々子 最上天龍 米澤柳典 水戸梅雨堂 武陽懸考 越後素澄

翁の奥の細道をしたひて百餘里の難所もつゝかなく沙越に至りて

六八

沙越に難所の汗を洗ひけり
象潟や西行殿か種ふゝへ
象潟や讀み盡れぬ鳥涼し
象潟の月や流人のたすけふね
象淋し玉霞降 蚶滿寺
汐風に尻押 向つ雪達摩
千鳥飛跡 悟れとや象の雨
座禪して時雨に眠る所なり
櫻かり取るや小春 蚶滿寺
月さへて象にうかむや 蚶滿寺
蚶象に我巢も作れ友ちと
象潟や入日をまねけほとゝさす
高浪や象潟はむしの藻にすたぐ
漕出すや名も高島の時鳥

佐州 柏 阜
夕顔庵 風 光
越後 雨 窓
澤庵和尚
武州 立 園
庄内 嵐 芝
梅如坊
空 良
海 鶴
能州 北橋軒左柳
武陵 秋 瓜
武陽淺草 雨立軒文志
春秋庵 白雄居士
文川堂 丈 山

立なから鳥や算て秋の暮
象潟や見残す森に鹿の聲
ささかた月見や物の十二分
蚶潟の江の浪をもてなすのほり哉
蚶潟や日々く重る袖の露
こしたけや花野漕さし泉郎の葉
幾春か櫻の雫花のかげ
山の名も鳥とは涼し水の影
花の上漕くや聖の筆のあと
朽木にて猶香しや歌さくら
明るまで名月見たり 蚶滿寺
蚶潟や猶係の眼に見ゆる
象潟やその係のつゆの頃
五月雨の降り増しにけり 潟の數
係や十粒の雨に 桜の花

能州輪島 上野里夕
全 上野里夕
全 和 石
上州 英 理
勢州 自得 軒
全 全
一々亭巴千
東 樂
管主翁 天真禪師
吟 風
乙 年 女
枯 萍
秋 田 和 風
同 全
六九

俳諧を以て世に知られたる春秋庵三木雄宗匠は昔し翁の名残りの跡を慕ひ一度出羽なる象潟を尋ねんと志止み難くはるく東都を出て、明治三十六年七月廿日一行七名と象潟に着し、紺満寺を訪問して左の筆を遺せり。

天變地妖耳に觸れ眼に遮る物擧て算ふるに遠あらずといへともそが中に此の象潟の地變たる今を去る一百年のひかし大地震ひ出て海底皆田に變す其地相たるやあらゆる佛を残して島々の古木は枝葉撓めて海遷の姿をなし名ある島々は西行能因の古事をしのひ數百の田面此處かしこに心遣りて詠むれば鳥海の雪青田のひま／＼かつりて祖翁の言葉胸中を騒かし松島は笑ふか如く象潟はうらむか如し寂しみに悲みを加へて地勢魂を惱すに似たりと書給へるもかゝる變動の像言するにやと思へはそゝるに百年のひかしをしのび今後千歳の恨みを思ふ

夏日即事

見ればみるほど象潟の夏寒し

三木雄

象潟や海つら廣き青田か那

万壽

象潟やしはし故路のあと戻り

古竹

象潟やまた百年夢の故路

夏蒼

象潟や残りし島裳風かほる

壽仙

象潟や古跡思へは風涼し

吟之

象潟のうら重ねる暑さかな

幹哉

(西行櫻の下にある碑の裏記)

吾黨小原氏色千骨善俳歌之道風聲聞干國之四境今茲春暮芭蕉翁之昔遊玩象潟之勝抒雅懷賦俳句既而欲勸諸石以傳不朽蓋報本之意也遂託予記碑陰因銘云

近探新景

遠温故翁

花下一詠

永傳俳風

寛政巳酉春羽陰十二所立齊士友誌

象潟八景詩序

頃日有朋客予曰地以景勝景依人顯羽州象潟爲東山道之勝區名人才子或賦或詠歌然未有題八景者實爲一大缺典八十八瀨九十九林天下之奇勝莫大焉願世之好事者動指凡景或爲八勝或爲十勝皆不足道也至如象潟反無之不亦可恨乎品題爲之詩余以無風雅之才固辭弗允乃拾其勝槩標爲八景各係口一絕世必有名人才子有聲之畫無聲之詩以酬之余且爲馬骨耳昔正徳元龍次辛卯象潟散生奚自書于製常軒

象潟八景詩

天神夜雨

一字菅祠湖水上

今宵雷雨擔前至

太皞晴嵐

東日西昏何處爭

曉雲散去盪離淨

飛鳥歸帆

帆影蒼茫高下飛

晚風浪靜添深碧

紺滿晚鐘

寺名紺滿抱清澗

醒得幾人浮世夢

濱田落鴈

烟波一望賞心新

天風聞說動精誠
猶想當年叱咤聲

自然萬物有衰榮
萬壑青嵐忽放晴

幾千小島綠成團
漁叟爭歌欸乃歸

樹綠花明春作宴
華鐘遠起夕陽間

侶雁優游沙水濱

排行次序似兄弟

中橋夕照

正海分流水氣腥

斜湯一道移來所

鳥海暮雪

風吼寂寥衆岳師

鳥山積雪暗天暮

因島秋月

碾出圓輪印碧流

地雄景勝皆相好

○

天外往來秋復春

虹橋千丈架瀟溟

照得清波萬頃青

清奇何畏冷侵肌

恰是高僧入定時

群仙或有泛觸遊

此是象江八月秋

加州大乘寺密山

還回足涉一欣然

列嶺羽州万里船

九十九島昔應全

聞此洞名知幾年

蘊胷島海千秋雪

八十八灣今尙存

要月佳景絕倫赴

蚶滿寺

四壁皆洲方丈寺
隨波万景示生滅
鳥海接軒齊鳥棲
海翁不管風光好

同即事

天產地生蚶澗景
綠毛泳浪近浮木
因子清懷磨月潔
好奇寫筆百千興

同

蚶海風光甲北城
六勝八吉皆存主
白泛鳥峯千丈雪

順誦能因歌頌篇

晨昏只見鳥高低
因月一天明悟迷
鼈峰移苑擬鼈題
幾度扁舟過柳曲

笠床復机且燕然
舟項翔雲皆遊舟
皇宮美貌移櫻全
都到袖掛拋集篇

價來時憤慰孤情
三島十洲應讓石
青鰲鯨浪一重瓊

奇觀忘却斜陽驛

○

蚶滿梵宮知幾年
巖々惟石星霜舊
鳥嶺四時皚白雪
詩成歸欲寺門下

蚶滿寺晚鐘

皇宮山下名蚶滿
月落夢回宵未曉

西行櫻

一樹櫻花五百霜
元因圓位添歌詠

能因島月

能因佳詠入秋新
八十八灣添夜色

拍手猶漫立月明

善道寺秀吹

更無湖水管幽玄
列々此樓佛日懸
羽州萬頃浸蒼天
幸有漁兒寄小舟

飛閣嵯峨征雁橫
圓音百八攪無明

滄波凝景媚春光
千古風流人不忘

句々印沙磨不磷
風光元是易愁人

繪松島雪

六出漫空深尺々
須臾晴見素爲絢

寒山拍手怪松香
彷彿綠瓊整粉粧

山色風寒常埋雪

象湖秋月世間名

雲連飛鳥歸帆影

霜唼濱田落雁聲

中橋夕照入籠淡

大牧晴嵐阻岸晴

晚鐘一擊耐聞所

添得雨痕洗野情

天神深林

輕舟短棹賽蒼神

風度晴灣吟袂新

深林夏色多少花

游人取敬角崩瓊

辨天繪望

突出島中辨財天

風光八面對階前

怪岩奇石琴聲雨

疑在當時妬射仙

蚶滿寺門入更長

皇宮山裏豈尋常

才衰難成射因句

且擬吟眸立夕陽

象潟

乙 羽 生

天邊鳥海嶽姿雄

波瀾田疇小徑通

依舊青松蚶滿寺

晚鐘一杵茂林中

同

末 松 青 萍

禾畝間交幾小邱

何邊曾泛月明舟

偶來殊覺滄桑感

古寺寒林象潟秋

同

同

稻雲茫漠夕陽昏

翠滴畦間點々松

八十八灣何處在

秋寒蚶滿寺邊鐘

象潟懷古

旭 東 新

風浪百年一片碑

九十九景有誰知

滄桑萬葉舊時月

尙照松濤岐々詩

甲辰深秋遊千滿寺

日下部鳴鶴

羅月松風黛色連

寺門深鎖碧雲邊

象湖勝景烟波盡

附與山僧說昔年

遊象馮干滿寺詩并引

伊藤 天海

象湖在于羽後之州以形得名文化元年六月四日湖中地墳水終涸開爲田圃鄉之耆老有柴田某者遠見之曾語余曰湖南北十里東西三里青松蔚々透其外有八十八灣九十九林前人云松島如睡象湖如怨其勝實在松島右今五六月之交梅雨漲稍見舊形湖心有干滿珠禪寺々中有碑勸西行花上釣舟吟芭蕉雨中西子句又菅丞相手植梅最明寺手植躑躅開祖傳法松等今尚存皆數百年外物今茲明治卅六年相當地震一百年每徘徊願望追懷往事不堪桑滄之感賦古詩三篇呈寺主華雲植木石英禪師

其一

米灣白林在何處象湖全勝不可觀
遠湖虬龍宛如怒或有虎豹似蟠踞
雨中興奇西子句釣舟情淡櫻花樹
干滿古祗林規模最莊嚴老衲懸指點
語々傷人心梅雪和春意松風帶梵音
雲迷鳥山頂波送羽海帆飛鳥斜日沒
新月穿疎籬碧海桑田一百年舊形不見空茫然
湖水乾涸野草長徘徊獨嘯流雲前

學海曰一轉折處最好

隨軒曰長短自在而能變化句亦帶古色

其二

八十有八灣九十有九林灣皆白洋々
林悉綠森々寂闕干滿寺猶存古禪窟
將僧談往迹飛鴻落孤音合歡吹香淨
夕日斜射簾皚然花如雪林靜風敲琴
蒼烟茫橫海紅葉映碧衫飛鳥千里暮
山禽歸屋檐文化激震後舊形再難尋
世事有代謝人間多浮沈今時桑滄感
唯向夜月吟風波不起處逍遙養清心

學海曰起首極佳

學海曰末尾歸到養心更佳

其三

長勝既評灣與林今日無復古人瞻
聞說梅雨漲稻田變爲潭彷彿舊時態
象形猶仍今遠湖蒼龍樹蜿蜒蔚爲陰
菅公梅一樹西行櫻十尋傳法松蟠地
掛袖幹掩簾踞石空庭上照影井獨深
蔚々杜鵑樹常聞杜鵑音羽海舊法窟
干滿古叢林啾々又械々何處鐘鐺々
湖心無流水只有鳥雀吟羽海連萬里
幾年能湛々湖月一痕今猶古湖水何處草森々

依田學海曰三首每首記實變化有法意到筆隨才情勃發但病乏古色宜讀漢魏六朝古詩涵養其才情必有大勝乎人者

江湄瀟園曰低回顧望懷古感深使人恍然有目擊之思自是有用之文字可以補風
土誌也池田蘆洲曰使人一讀吟魂飄乎在米灣白林之間
隨軒曰記事之詩尤有妙味

寶曆十二年秋色芭蕉翁碑建立

十六世雪風金翎和尙

茲跳門之諸徒某甲等乞正令欽嘉桃青翁曾於此地所作貴句刻石借寺境樹之備不朽
我庭際雖無閑地以慕古恭本之儀頗可嘉遂許諾焉今月今日同志隨喜而石刻已成矣
侍借手於皇宮山野齋番香修供養佛事以如上勝因莊嚴覺靈之報地者也故演暢一偈
聊加法施

此翁曾開出常情

自號芭蕉海世營

象海雨成離華瑞

古池水發法音聲

身雲心月無汚染

泣露吟風視死生

可怪時人不相識

漫裁佳句銜榮名

萬古崢嶸象湧上

香雲影裡接空清

元祿のむかし象湧に三章を殘し給へるより扶柔の風子は慕はすといふことな

しされとちし移る世の習なれば其ゆかりを失はしと今此に彼の風子力を合せ碑
をいとなむこととなしぬ予にも縁を結へよとなれば旅の幸ひに頭陀袋も投やり
て張笠に鋤とるは孟宗にはあらねと石を堀り穿て禪寂無塵の地に建て合歡塚と
仰く遺跡のあらたなる事尊ふへし
塚仰くかぜの他力やわれもから
象象八景
水戸五老峰

蚶滿晚鐘

鐘はれほろ木魚もくれて濁寂し

空 良

天神夜雨

梅か香や江に鳴越て夜の雨

海 鶴

飛鳥歸帆

帆も雲も皆飛鳥の夏通ひ

同

中橋夕照

夕潮に暮さ戻すや中の橋

梅如坊

大牧晴嵐

雪はれや牧に驚くあらし哉

鳥海暮雪

鳥海や雲を分けたるくれの雪

濱田落雁

浮世そや雁にもかいる濱田守

因島秋月

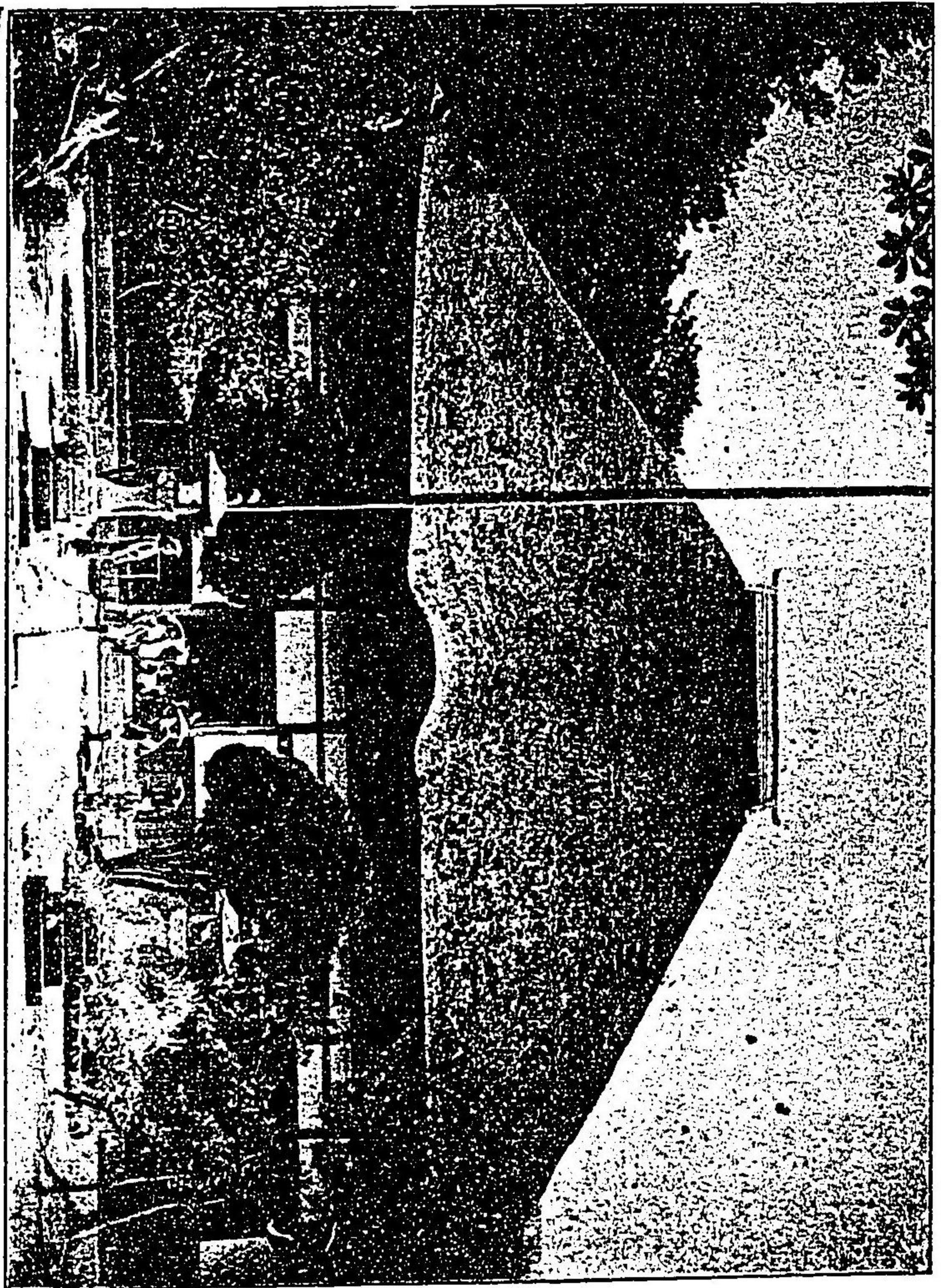
月落てなくや鳥も江にすかれ

空良

松夏

同

梅如坊



泉の山室木寺蒲鉾



茶の門山寺満始

第二編 紺満寺

第一章 中興以前

一 慈覺大師

仁壽年中慈覺大師象潟に漫遊し八島神社の傍に一字を建立して神宮山象潟寺と名け、手ら地藏菩薩の靈像を刻して之を安置す。

二 慈覺大師小傳

慈覺大師は下野都賀郡の人其先は崇神天皇に出づ、名は圓仁姓は壬生氏、延暦十三年に生る、幼にして父を喪ひ兄に従て經史を脩む、天資聰穎にして能く事理を明にし亦夙に敬虔の志深く身は塵中にありと雖その心は恒に佛乘を慕へりしかば母乃ち之を大慈寺の廣智坊に托しぬ、茲に學ぶと數年其の十五才の時夢幻に従ひ叡山に登りて最澄大師の弟子となり止觀を享く、時に彼と俱に之を學びたるもの十人なりしが能く卒ひたるは總かに渠一人のみ、こゝを以て大師甚だ之を賞し授くるに止觀文義の骨髓一代經綸の關鍵を以てしたり、既にして弘仁四年渠年二十にして試に應じて登第し翌年正月剃髮受度して沙彌戒を持し次て傳法灌頂を受

け、七年東大寺に貝足戒を享受し、十四年創めて根本中堂に大乘羯磨を施行せり。

承和二年入唐の詔を賜はり、五年六月二十二日大使藤原常嗣と俱に舟を發し文宗開成三年七月十二日揚州海陵縣に著し、茲に大師の一行と分れ獨り開元寺に留まりぬ、時に僧宗觀なる者あり能く悉曇に通したりければ就いて梵書を習ひ、傍ら全雅の下に密教を脩め、之れに灌頂を稟け、兩部曼陀羅尊壇軌佛舍利等を得たり、翌年大使長安より來りしかは俱に船を浮べて歸路に向ひたるに忽ち逆風の起るに遇ひて果さず、空しく登州の界に還り、密に思付すらく吾れ法を覓めて未だ完からず、海若夫れ意ありて之を爲すなるかと、乃ち弟子惟正等と頻りに請ふて船を下り海州の一刹に寓しぬ、遇々賊數十弋を手にして屋に闖入し衣服資財を剽奪せんとす、彼乃ち悉く脱して之を與へしかば賊驕然心を驕して衣服を返還し却て彼を引いて府に抵る府主之を憐愍して渠の爲に舟を發したるに復た逆颺に逢ふて歸りぬ、翌年癸に日本に遊べる押衙張詠の厚誼により諸刹を巡視するを得、遂に五台山に登らんとして華嚴院に志遠法師に遭ひ摩訶止觀を享け、台宗諸疏を寫しぬ、夏、中台に涉り文珠の石像を拜し之より西台に向ひ更に越ゆること二十里にして北台に臻る、時に雲霧徑路を蔽ふて尋ねべからず、後漸く露るるに迨び眼前咫尺の間に

犇猛なる獅子の道を遮るありしも久うして復た見えざりき。

此の秋南台に禮して後長安に臻り、詔敕に依り資聖寺に居し、屢、大興寺に赴き又興善寺に、元政阿闍梨に面して金剛界の大法を脩め、五瓶灌頂を稟け、金剛界大曼陀羅を圖せり、翌、會昌五年の夏、青龍寺義真阿闍梨に隨、從して胎藏灌頂の場に容り、毘盧遮那經中の眞言の印契並に秘法儀軌、蘇悉地の大法を學び、胎藏の大曼荼羅を圖し、又法全阿闍梨に立法寺に値ふて胎藏儀軌を脩め、南天竺寶月に逢ふて悉曇章を學び、醴泉寺宗顯に従つて再び止觀を享け、街東大安國寺に良侃阿闍梨を、街西淨影寺に惟講阿闍梨を尋ね秘法を受けたり。

仁、既に經書五百五十余卷念珠法物若干を獲、乃ち大中元年捲衣、京を出て密州を過きて復た張詠の宅に臻りたるに恰も適し是歲春、日本に赴く商船の登州の界に碇し、仁の歸國の意あるを聞知し、艤して待つありしかば乃ち中秋海に浮び九月太宰府に着しぬ、時に承和丁卯十四年なり、仁携ふる所の經書法具に上表を添へて朝廷に奉り、嘉祥元年詔を奉して京師に入り、夏六月大法師の位を授けられ、翌年四月灌頂の法を脩む、仁壽元年台山念佛法を諸徒に授け、常行三昧を脩し、諸國巡歴の途に上り、羽前の湯殿山、山寺羽後の象潟寺等其巡錫の地として傳へらる、齊衡三年春帝

冷泉院に兩部灌頂を受け、兩宮太后亦其法を受く、貞觀六年十三日獨り門人常齊を召して室に入れ、口に眞言を誦し、手に結印を結び、之を示して曰く密印灌頂とは是なりと、十四夜に至り水を需めて洩瀝し、衣を披き香を燒き、諸子を蒐めて阿彌陀佛を誦し、中夜誦咒結印了りて吉祥にして逝る、春秋七十有一、僧臘四十有九、十六日寺北天梯尾に葬る、著はす所、金剛頂經、蘇悉地經各七卷、顯揚太戒論八卷、其他止觀私記十卷、法華觀心四種總計一百五十余卷、別に目錄あり、貞觀八年七月敕謚して慈覺大師と云ふ。

三 北條時頼

正嘉年中、最明寺時頼諸國巡察の途次、象潟に來り、其風光を愛して遂に茲に越年し、放生島に放生會を脩して、茲に殺生禁斷の制札を建つ、時に蚶滿寺頽廢して觀るべからず、時頼乃ち之を再興して、其奉する所の禪宗に改め、且つ象潟一圓寺領たるの朱印を附し、紀念として手ら躑躅を植へ又十首の詠歌あり。

四 時頼の略傳

北條五代の執權時頼は時氏の子にして、小名は戒壽五郎と稱す、康元元年病に嬰りて薙髮し、男時宗の幼なるを以て職を北條長時に譲り、嘗て山内に創したる最明

寺に退きて病を養ひ且つ軍政に參與し、又深く禪宗を信じ粗々其旨に通じ法名を道崇、號を覺了房と稱したり、正嘉年中諸國の吏或は私を挾んで民を害するあらんを恐れ自ら羸服し陽に遊僧となりて四方に間行し、潜かに風俗を視察せり、弘長三年卒す年三十有七。

五 山號寺號

慈覺大師、此地神后皇后三韓より凱旋して着御あらせ給へる靈地なりと聞き乃ち干珠滿球の神寶に擬し、山號を皇后山、寺號を干滿寺と稱せりと云ひ、又た御室御所なる光明皇后より御額を拜戴したるより皇后山と稱せりと云ふ等の說あれ共何れも詳かならず、又村岡氏の日本地理志料の一節に正嘉中北條時頼附田圓脩寺塔後請額字於仁和寺某法親王即書蚶滿二大字賜之、因改今名云々とあり、蚶滿の寺號は之に據るを適當とせざるべき歟。

第二章 中興以後

一 再興と宗旨

時頼再興の後、兵火に罹りて堂中悉く燒失す、爾來寺運回らすして久く無住とな

り、高庭、陽明、東林、西林、梵昌、鳥井、大谷の末葉七ヶ庵寺の塔頭交代して僅かに佛事擅務を執れり今の門前の農家は即ち七ヶ庵寺の末裔たり。

文祿元年檀頭今又左衛門須田惣左衛門等久しく廢絶したる當寺を再興し當時の赤尾津光禪寺の住職示幸に請ふて住寺と定め又同寺の開山直翁和尚を勸請して蚶滿寺の開山と爲し、曹洞宗に改む、之れを蚶滿寺の中興と爲す、示幸は光禪寺の第九世たり。

開山直翁和尚は仙北郡神宮寺寶藏寺の開山素珍の法嗣にして上足に智海あり、直翁は其嗣弟なり、直翁の創始に係る者仙北由利兩郡に跨りて八ヶ寺を有し、其初めの道場は光禪寺にして、應永三年禪林寺に寂定す、光禪寺は當時三百六十五ヶ寺の末寺を有せりと云ふ。

一一 本末爭論

蚶滿寺第九世を淵室と云ふ時の僧録所永泉寺の住持見翁の後住に推されしを以て蚶滿寺の住職一時空位となれり、淵室の法師に關室なる者あり、當時禪林寺に住職たりしが、この空位に乗じて密かに蚶滿寺開山直翁和尚の位牌を削り、禪林寺九代龍江和尚を其牌面に書して開山に偽り改め、禪林寺の法類儀翁を以て蚶滿寺の

住職たらしむ、後ち快道、智白の住職等何れも禪林寺に對して末寺の禮を取れり、快道の時檀頭今又左衛門始めて其非謀を知り、彈弦叱責至らざるなく、快道事に托して出奔復た歸山せさりき、元祿九年時の住職典秀、今又左衛門と共に禪林寺の末寺にあらざる所以を爭議し、終に關東三ヶ寺の裁可を得て加州東乘寺の客末に屬せしめたり、左は三寺の宣告文にして、本件の事態之に盡くす。

羽州象潟蚶滿寺典秀并開基今野又左衛門と同國

仁賀保禪林寺繁益本末諍論に付裁件申渡條々

一 羽州象潟蚶滿寺并開基且那今野又左衛門訴出之趣者蚶滿寺者往古他宗にて在之中頃致退轉候處に今野又左衛門須田惣左衛門殿堂建立いたし改宗仕示幸長老住持に究同國龜田領赤尾津光禪寺末寺に仕則文錄元壬辰年開山直翁和尚を勸請仕蚶滿寺開山に仕候處紛無之候其後光禪寺退轉仕無本寺にて有之候然る處三拾四五年以前蚶滿寺住持淵室永泉寺へ他山致虛席之節禪林寺より開山直翁之碑面上へ禪林寺九代龍江を蚶滿寺開山に密に書改置義翁住職之内法類故種々以謀計爲致傳法候尤傳法之節は國風にして且那共方より法忍金取集差出事に候得共隱密之儀に候故壹錢も出し不申候其上義翁儀且中へ相談も無之禪

林寺にて嗣法先例無之所不届之由相到候へば唯取次之信法にて本末にては無
 之由致挨拶埒明不申候故且那共禪林寺へ參義翁に信法被成候段難心得由相斷
 候へ共埒明不申無是非時節を相待罷在候處右之義翁遷化之節禪林寺現住泉慶
 可致燒香由にて參候へ共惣且那合點不仕則後住快道に爲致燒香葬禮相仕舞申
 候其后禪林寺より快道に傳法可仕之故度々申越候へ共且那共承引不仕候に付
 快道儀は六ヶ敷存出寺仕候其所へ智伯長老入院仕惣且那中へ隱密に禪林寺に
 て信法仕候依て禪林寺客殿建立之時分門末不殘勸化仕候へ共蚶滿寺へ勸化一
 切出し不申候尤往古光禪寺末寺に御座候に付古法脈等も少少御座候間御吟味
 上大乗寺末寺に被仰付可被下之由訴

一禪林寺答之旨趣は蚶滿寺儀先規は赤尾津光禪寺末寺にて直翁開山由申上候段
 僞に御座候右は陽山寺末寺にて菊翁開山に在之所に三十五年以前蚶滿寺先住
 義翁代に禪林寺直末に罷成候故愚寺九代龍江開山に相改其上義翁智伯兩代迄
 於拙寺傳法仕候段紛無之候當住典秀も拙僧代其法脈致開見爲祝儀鳥目持參仕
 候則今以典秀所持仕返進不申候依て傳法仕候様にと申付候へ共蚶滿寺申候は
 傳法仕度候へ共檀中合點不申法忍金一錢も出申儀不被成と申候間尊前より金

子集に使僧被遣可被下由申候へ其他且那金子集に使僧遣申事不相成候由返事
 仕候其后信法可仕由にて蚶滿寺拙寺へ參申候様は禪林寺之法脈拙寺へ持參仕
 可申由申候へ共一大事之法脈差越申儀被成間敷候此方にて相認候様にと申付
 候得ば蚶滿寺は且中多御坐候て寸隙無之候故逗留仕り候儀被成間敷由申被歸
 候且又蚶滿寺江湖興行仕度と申披露參候間拙寺申候は信法も不仕江湖興行仕
 度儀何國に在之候哉無用に可致由申渡候へ者國法に候間御構被成間敷と申押
 て江湖興行仕候其上拙寺加州大乘寺へ被登候に付末寺へ廻狀遣相集相談候處
 蚶滿寺を始何も路用等の儀牒面に付被歸候事右之通只今迄本寺より致正宗仰
 此度大乘寺末寺に被成度由申上候段不届之由演也

一双方令出席度々遂糺明之處典秀申趣は蚶滿寺改宗之節示幸住持に相極光禪寺
 末寺に被成則直翁被勸請拙寺開山に仕置候所に蚶滿寺虛席之節禪林寺より直
 翁牌面之上龍江開山と密に尹改之由申之に付牌面致吟味之處典秀申趣少も無
 相違然りと雖先規光禪寺爲末寺顯證會以無之且又禪林寺申趣者右は陽山寺末
 寺にて菊翁開に在之候得共三十五年以前拙寺直末に被成候故龍江開山に相改
 之由則右法脈出之其詮議之處に陽山寺二代相英より三代菊翁附屬之法脈歷然

也扱又書續に梵朔と在之故蚶滿寺へ渡候法脈之由雖申之陽山寺にも蚶滿寺にも作和尚と申人住持不仕候得共何れ難其上被法脈之年號は天文十八年蚶滿寺改宗は文錄元年に候へば是又前後の相違也陽山寺雲察より蚶滿寺國室へ傳授之御御大事として出し國室血脈之判形全相違也依て何れを正判とも難極況や嗣書血脈も無之故尙以て難決定又三十五年以前直末に成り時子細可有之處如何之譯共不承及尤又證據も無之由双方申候也又蚶滿寺光禪寺末寺に罷成候節示幸住持に候者呈幸と可令聯續之所に典秀所出の存泰古法脈に呈音忠庭幸と有之候得ば禪林寺末寺の様に相見之由令擔當所々西方寺香泉寺法脈も禪林寺と世代入新在之候へ共兩寺共に禪林寺末寺にて無之右光禪寺末寺にて只今無本寺にて罷有候由申上候且又義翁遷化之節禪林寺泉慶可致燒香之由蚶滿寺へ參候處に他門之泉龍寺由龍井且那共に被押諸寺院并に諷經仕末傳之快道に爲致燒香候義本寺之意趣も不相互候間其通に可置儀に無之所に一言之斷にも不及之段不審之由吟味之處に泉慶代之儀拙僧不存奉之由申之又禪林寺客殿建立之觀化金并此度加州へ被登候に付路金等蚶滿寺出し不申先年江戸正山寺出入之砌蚶滿寺光岩寺共に出金之由帳面之寫禪林寺寫出之双方申分在之是亦難以又

蚶滿寺へ江湖興行之節禪林寺へ披露に參候故傳授も不仕江湖興行罷成間敷と押候由又蚶滿寺申分は末の春永泉寺より江湖被申付候間本寺披露に早速登山仕其趣申届扇子箱成共持參可申候へ共不能其義申ノ三月諸寺院並合之披露に參候由互に一理充仕之又典秀於禪林寺智伯法脈致開見今に所持仕之由如何様之心入に候哉と相等之處に拙僧蚶滿寺へ入院之翌日禪林寺へ罷越法脈開見仕候義は先代にも法脈被取次候様に承及候故開見仕候其后傳法可仕之由にて禪林寺へ參上仕候儀は義翁法脈見届申度存候様に申候へ共義翁法脈借不申候間自今信法不仕之由申之右之通或は順或背其趣不一準是以本末難決雖然義翁密傳以來及諍論事顯然也然るに義翁於禪林寺密に傳法被成候由開基并惣且那承之驚入先例無之所に不届之由雙方へ斷申入候へ共唯取次之信法にて本末之嗣法にては無之由双方爲申之由開基今野又左衛門雖申之其後智伯茂又如同義翁密信法す法脈今吟味所下段之書様相違在之其上年號月日名判も無之故正法と難申然上は畢竟義翁法脈次第に可相定事必然之理也依之義翁法脈指出之様に申付候處に紛失仕寺儀加州大乘寺へ預末寺に定置者也傳法之儀は同門或末寺にても相續仕事に候へ共存泰古法脈之通禪林寺可被次之爲後證大藏許狀双方

へ一通宛與置之者也

龍 穩 寺 月 峰 印

元錄九丙子年
九月十六日

大 中 寺 石 手 印

總 寧 寺 綠 岩 印

大乘寺の通告

羽州象潟蚶滿依爲無本寺關三刹より拙寺預末寺相定め置被申候右之通相違無
之候故爲後證仍如件

元錄九丙子年九月二十八日

加洲 大 乘 寺

蚶 滿 寺

三 住職と堂宇

數十年間衰頽に陥りたる寺運は本末爭議の決定と共に漸く興隆し來り、十五世
絶宗始めて叢林の規矩を定め數十名の雲衲常に堂内に相接するに至り茲に堂宇
の狹隘を告ぐ、十八世不遷に至り諸堂の再建成りしが、後ち安永五年秋十九世大忠

に至り祝融の災に罹りて悉く燒失す、本尊三體明治三十八年より凡五百年前の彫
刻其他佛像及盧舍佛極彩色の軸物、象潟古景木版、象潟印等僅に其災を免れ之と今
日に存するを得たり、爾來九星霜を經、天明四年再建功竣ふ本堂、庫裏、衆禪堂、鐘樓堂、
皇宮殿等皆舊觀に復するを得、此時新に巨鐘を鑄造す、而して其鑄造の資の一半は
瀧澤惟宗之を寄附し、又一半は普く十方信者の喜捨に出づ、先是大忠、永泉寺の請を
受けて蚶滿寺を兼住したりしが、再建の事成るに及び全く本寺に移住す、二十三世
立英の代文化元年六月四日大震あり、地藏堂のみを残して境内大小の建築物悉皆
壞倒す、二十四世覺林再建を企畫し、苦衷盡瘁至らざるなかりしが、其一言一行藩の
有志に忌まれ志遂に果さず、越えて天保六年十二月二十八世活山に至りて再建漸
く功を奏す、三十世萬貞天保十二年二月北海道を勸化して什器新調の喜捨を受く
寺有の田圃並に什器等は主として萬貞愚溪の經營に係ると云ふ、明治二年三十四
世曹源山門を再建す、今の奥方丈の八疊間は明治十四年絶學天眞禪師を請して授
戒會を執行せし時新に設たる者たり、明治三十四年八月十二日閑院宮載仁親王殿
下北巡の途次本寺へ臨御の事あり、當代石英象潟有志と協力して天井、欄干、壁、戸障
子等を修飾し、寺門に通ずる道路橋梁を修繕し、貴賓に奉ずるの禮を致たす。

四 世代年譜と雜事

當山開祖世代年譜

- 當寺開山直翁呈機大和尚 (三) 永廿三年丙申
- 二世榮林示幸大和尚 (四) 文錄四日乙未年
- 三世一峰梵鏡大和尚 (八) 元永四日甲子年
- 四世鐵山朔堂大和尚 (十) 元永一月二十八日乙亥年
- 五世國室存泰大和尚 (二) 正保三丙戌年
- 六世幡翁道刹大和尚 (八) 正保元甲申年
- 七世儀翁存祝大和尚 (十) 延寶五丁巳年
- 八世風岩快道大和尚 (天) 和三元七年日
- 九世淵室白龍大和尚 (十) 貞享元甲子年
- 十世禪鑑智白大和尚 (十) 寶永七月八日寅年
- 十一世鐘山典秀大和尚 (十) 享保四月廿八日年
- 十二世別傳祖教大和尚 (元) 文五庚申年
- 十三世禪遠祖紋大和尚 (安) 永三月甲午年

- 十四世圓海義天大和尚 (四) 曆廿三日壬午年
- 十五世叢規開創無學絕宗大和尚 (八) 政七月四日卯年
- 十六世關山道察大和尚 (明) 和二月四日酉年
- 十七世雪風金翎大和尚 (寬) 政六月二日寅年
- 十八世物了不遷大和尚 (六) 政三月五日亥年
- 十九世大忠哲信大和尚 (文) 化六月廿五日辰年
- 二十世佛心頓宗大和尚 (十) 政一月十七日未年
- 二十一世大東悟宗大和尚 (六) 文化七月三日午年
- 二十二世梵龍雷桓大和尚 (享) 和元廿四日酉年
- 二十三世關翁玄談大和尚 (十) 政六月初九日未年
- 二十四世全榮覺林大和尚 (文) 政二月十六日午年
- 二十五世禪巖智悅大和尚 (九) 政十二月七日卯年
- 二十六世泰林萬幸大和尚 (十) 政朔四日己年
- 二十七世玉英普明大和尚 (文) 政七月七日申年
- 二十八世活山慧眼大和尚 (天) 保十二月十五日亥年

- 二十九世廓城本照大和尚 (天保十己亥年 六月十五日)
 - 三十世松壽萬貞大和尚 (安政六戌未年 八月廿四日)
 - 三十一世曹巖愚溪大和尚 (安政二乙卯年 三月朔日)
 - 三十二世全底喝宗大和尚 (慶應三丁卯年 四月十一日)
 - 三十三世曹嶽雲溪大和尚 (明治二己巳年 正月二十一日)
 - 三十四世法幢開闢曹源虎洞大和尚 (明治十五年 三月十五日)
 - 三十五世花岳俊英大和尚 (明治廿五年 八月十五日)
 - 三十六世佛國道説大和尚 (明治二十八年 十月二十九日)
 - 三十七世華雲石英大和尚
- 七世儀翁八世快道十世智白等の四師は禪林寺に對して窃かに末寺の禮を取れり
 十世智伯永泉寺へ轉任す。
 十一世典秀大乘寺の末寺に列し前任四世間の非禮を改め屈從を挽回して本寺の
 態面を一新す。
 十二世傳祖は龍泉寺八世にして放生庵の中興開祖たり
 十六世道察は世尊庵の開祖たり

- 十八世不遷の時堂宇再建成る、不遷世尊庵に移住す又た陽明庵の開山たり
- 十九世大忠の時安永五年の祝融の災ありしが天明四年の再建亦た大忠に成る、
- 二十世佛心は大藏寺十五世の中興たり
- 二十二世雷桓は道察の嗣なり、
- 二十三世玄英の時所謂文化の大震に罹る、
- 二十六世萬幸は三州岡崎の産にして文政二年九月全州額田郡上衣文村謂信寺より當寺に轉す
- 二十八世活山の時震後再建成る、活山永泉寺に轉住す、
- 二十九世本然は尾州春日井郡西尾村安祥寺より轉住す、天保九年の蚶滿寺僧侶十五人下男二人を有せり、
- 三十世万貞什器新調の爲め北海道に勸化す、
- 三十一世愚溪前住万貞の志を経て寺財の整理に當る、
- 三十二世喝宗は覺林の法嗣たり、
- 三十三世雲溪は喝宗の法嗣たり、
- 三十四世曹源山門を再建す、この時大本山の許可を得て隨意格に昇進す、

三十五世俊英隨意會を起す、

五 覺林

覺林の事記録の據るなきを遺憾とす、今僅かに存する所の誌料に就きて稽ふるに其の人と爲り豪宕狷介にして權威に下らず、又能く堅忍不撓にして斃れて而して已むの慨ありしが如し、覺林文化大震の後を受けて蚶滿寺に起つや千古の勝區たりし象潟の頽廢を嘆して復舊の志を懷き、併はせて蚶滿寺をして永く名刹の法光を保たしめんと欲したるや疑ふべからず、文化七庚申の九月藩の寺社奉行に致せる左の願書は以て覺林の意氣人と爲りの一般を窺ふに足る、

象潟之儀地震已來干揚荒地に相成候て、潟商賣も一切相成不申鹽越一統迷惑仕居候處去年中御上様格別厚御思召を以鹽越一統へ被下置誠御憐愍之段難有仕合奉存候殊更於拙寺者御尊牌御廟所等も被爲在候に付格別過分之地面御寄附被爲成永久之寺徳冥加至極難有仕合奉頂戴候且又右一統被下置候外殘之處當春中本庄町鎌田屋藤右工門へ被仰付候此間段々承候處藤右工門へ被仰付候場所之外拙寺庭前目通向山二本松邊迄水溜候處も水干田面に致候様御座候左候時の象潟之舊景少も相殘不申候ては甚以歎敷奉存候他國より見物に參り候人

218882

人々も殊の外被惜候別て此間江戸表御役人衆御兩人兩度拙寺へ御立寄被成候故御茶差上ゆる、得貴意を其節御物語に象潟之事は日本一統御公義迄も相知舊景名所之事に候へは何卒手入被成候て舊景相殘候様丹誠被致候て可然と御丁寧之御物語に御座候如是他國遠所之人に於ても相惜申事故於御上様格別御障も不被爲在候者拙寺庭前目通計も追々手入仕候て西行櫻邊庭迄迄水溜り候て古跡之證相殘申度奉存候依て右迄水溜り候場所は乍恐田面に相成不申様被仰付度奉願上候右願之趣御憐愍を以宜敷御執成之程奉願上候已上

文化七庚午年九月

蚶 滿 寺

寺社奉行所

然るに其言亦聽かれざるのみならず、有司は之に向て何等答ふる所なし、先是覺林謂へらく藩の有司に任せば勝區名刹徒らに傾廢せんのみ、於是京師に奔せ、窃かに爲す所あり、蓋し王家の尊貴に倚りて武家の專横に當らんとしたるもの、如し、文化元年三月蚶滿寺を以て閑院宮御祈願所と爲す、覺林の苦衷に出づ、乃ち下馬札を建て、御祈願所に對する寺法を表示す、藩の有司等覺林の爲す所を喜はず、却りて宮家を詐りたるの所爲として其建札を撤回せり、從是紛擾は一轉して宮家と

藩主との間に起り、往返の書信文化十年より全十三年の間に係れり

文化十二年三月覺林三たび願書を藩の寺社奉行に致す、痛切益々加はる、即ち曰

兼て拙寺へ御預被仰付候象潟古跡證は年中百姓方より開發御注進等の願申上候得共御聞濟不爲有御差返しに被仰付砌拙寺へは追て可被仰渡趣にて其後何等の御沙汰も不被仰付候に付乍恐今般奉願上候は右古跡證の儀は是迄於拙寺にも少々宛手入も仕候得共追年葺壹等澤山相生じ格別目立候様に手入仕候には莫大の入用増にも相成事故微力之拙寺力不及然る所又時節柄惡敷砌本堂再建相企甚難澁仕罷在候得は色々と心配仕候共外に手段も無之乍存致見苦敷差置候儀は對 御上様に恐至極に奉存候依之兼て御内々御伺申上置候通り西行櫻邊より新島十王島之間庭前目通り之處追々堀入水面に仕其餘勞を以不荒様手入仕度奉存候將亦近年打繼御公儀御役人様度々御通行も有之其度々拙寺へ御立寄り被遊庭前より象潟御詠被遊悉く被惜置候御様子に御座候御先君様御代神祠之碑迄御建被爲遊候御儀も御座候殊更難有も象潟には御勅題迄も御座候由奉承知候得は旁以て象潟之景地少しは水面之所殘置致奉存候此段乍恐於

御上様にも拙寺古來より之譯柄等篤と被爲遊御賢察何卒御憐愍を以拙寺預之趣御聞上被成下候は、末世迄御厚恩之程冥加至極難有仕合に奉存候右之趣何分宜敷被仰上被下度奉願上候 以上

然るに斯の願意容れられず、事益々志と違ふ、越えて八年の七月二十八日、再び書を寺社奉行に致して其の裁斷を催したり、即ち曰く

去午九月中書付を以象潟之儀奉願上候處、其後一切御沙汰も不被下當、三月中水溜り之場所不殘水干に被仰付大半新田御開發被爲成候に付御下向早速御願可申上と奉存候へ共何角と致遠慮是迄延引仕罷在候、就は兼て奉願上候通象潟之儀は他國より一見に參り候人々一人として不惜者無御座候先頃も信州松代之御家中衆拙寺へ被參候間色々物語之序に被申候は象潟荒候に付於當御領主様に御手入にても可被仰付處却て田面等に被爲遊候儀は甚歎敷奉存候此間又秋田御家中衆象潟之碑銘拜見のため潜に被參候て拙僧へ被申開候には當御領主様においても、様御石碑迄御立被爲遊候て象潟之景地不殘田面に被爲候ては御石碑御立被爲成候證無御座候と申され候殊に又後世之儀を差考候時は當御上様御代に象潟景地不殘相潰田面に被仰付候而は、少分之御益筋之ため乍惶賢

君之御名を奉隠し事甚以て御氣之毒千万に奉存候間何卒御賢慮を以兼て御願上置候通鎌田屋藤右衛門へ被仰付候地處之外斗りも古跡之印しに御殘被下候奉願上候

明和年中にも御出下を以象瀉之儀は拙寺支配に被仰付候

寛政年中にも拙寺先住雷桓住職中象瀉之義に付心得違有之御上様へ一通は御引上げ相成候得共早速御憐愍を以古來通拙寺支配に被仰付候其節又候御出下被下置候左候へば御先代様より度々嚴重之御上命難有奉蒙罷在候間何卒右御上様之御嚴命永世迄相捨り不申様に奉願上候右前件之趣何分宜敷被仰上被下度奉願上候 以上

先是文化十一年十二月八日宮家の家人山本圓波之助道貫より蚶滿寺覺林に左の一書を送らる

以飛札致啓達候甚寒之節に御座候所宮の御方益御機嫌能被爲成恐悅至極之安堵可(不明)候次に貴寺彌御賢勝に御入珍重此事に御座候然れば今般御用の旨有之候間遠路御太儀に候得共書翰參着次第早速上京被遊參殿可然候右之趣可御意旨被仰出候依而如斯御座候猶期而貴面之時候

二啓

最早年内も餘日無之事に候得者來春早々御上京可被成候乍併代僧は相成不申候爲其御心得右之段申進候

斯の通達に相接するや覺林は獨り自ら決し僅に光岸寺に後事を托して匆惶上京の途程に就き文化十二年五月廿三日着京翌六月廿一日附を以て蚶滿寺の關係者に對し左の通告を爲せり、

此度拙僧急用到來仕候に付乍病中上京仕候諸事之儀は監寺光岸寺方丈へ御依頼置候間左様(不明)

申上其上出立可仕義に御座候得共火急之事故不能其儀候此段御高免被下度候何角と申上度事海山御座候得共手忙脚亂れ御尊察被下度奉願上候何分此上宜敷御慈愛之程奉希上候頓首拜白

蚶滿寺覺林九拜

覺林宮家に參殿逐一上言する處あり文化十二年七月十八日以後に於ける宮家より六郷家に通達せるもの凡て覺林上言の後に係る覺林在京中六郷家亦た屢々鹽越の名主蚶滿寺の檀頭を召して特に蚶滿寺の由來に就きて調査する處ありた

覺林文化十三年六月中一旦歸山し形勢の非なるを察し夜寺を出て直ちに上京の途に就く時の町奉行之を聞き急に十三人の旦那に命じ三人は酒田に八人は小砂川に追喚せしむ又監寺光岸寺は事に坐して藩主の叱責を蒙りしも忽ちにして免さる。

文化十三年八月中寺社奉行並に永泉寺より本寺大乘寺に對する覺林の出奔届を督促せしこと屢次なりしも結局の處置は今知るべからず然れども脱牌赦免の事あるより推せば藩にありては覺林を以て出奔者と見做し其罪を問ひしは疑ふべからず傳へ言ふ覺林出京の途次大中寺に於て六郷家の追吏に縛され終に本莊の獄に投せられしと又閑院宮家より下賜せる祈願所の書附等一時藩主に沒收せられたりしが後ち寄附狀と共に檀頭佐々木六良右衛門を経て下附せりといふ。後覺林の法嗣喝宗三十三世として法席に起つや覺林の爲め追善法要を脩す時に左の赦免に接す

紺滿寺前代覺林儀今度重御法會御執行に付爲御追善世代へ被結候儀被成御免候依つて法系の僧共以來御法會之節讀經に罷出候儀不苦候旨相達申候左様御

心得可被成候以上

十月九日

六郷内匠

金澤權太夫

生駒市左衛門

六 雜記

羽州象潟皇后山千滿珠寺記

寺在八嶋神社之東百步許神從往古象潟之神而當山之舊鎮守也扱登神嶺而臨于四鄰則象潟圍舍瀉潮遶焉自僧厨五里許東南鳥山聳空雪皚々徒雲堂十五丁許西北大海涵天浪蒼々實海東之絕境不聞有餘境之所此矣仄聞上古 應神天王託胎之時聖母神功皇后爲三韓征伐張錦帆出巨海因蘆葦當境之鎮守八嶋權現而入於中鹽越之津故建御殿後來稱船着之八幡宮自其也十丁許過而憩于大鹽越之濱處有旅宮村民如今唱腰掛之八幡宮自其旅宮行幸八嶋權現之社而祈乎征伐之擁護焉於此自八嶋四方二十五丁餘依繪言而焉神領也斯時襲霧潮脫而挂乎嶋路之松也故後來唱袖挂松焉龍衣則時人尊重珍藏之於寶殿矣然後天台派慈覺大師來而創開此地則奉請神功皇后焉鎮守收於龍衣而表神體焉山號皇后寺名千滿珠焉而手携於地藏大士之

像而守置焉今謂袖挂堂者則是也蓋以鄰袖挂松云爾歟山門二王亦大師之作也中古鎌倉西明寺殿此地留與之間有十首之和歌世之歌人之所知分明也其因於保仙嶋之菴而修放生會自爾以以降稱放生庵焉加之賜將來象瀉之中不殺生之憲章並于滿寺境從青塚至鞍掛石橫十八町餘北方從海堤移天神林男瀉女瀉為襟東南之山為帶西方計賀知樹為堺縱三十丁餘除地之玉章焉嗚呼至鳥魚仁政之及如此况復我境蒙廣恩也住持人雖數百載之下豈可忘哉雖然本院繼席之絕而廢壞也久矣只有妻胎之末葉七庵而輪番而已天正之末本院之檀頭今野氏須田氏等視今懷古不堪嘆焉遂兩家戮力再營本院而請於本州松崎之邑曹洞宗光禪寺現住林示幸和尚住之榮林和尚則拜請光禪寺開山直翁禪師而為當山傳法第一祖焉從教院轉為光禪寺之門派也今門前十九軒之百性則昔七菴之末裔也故無百事不屬當山指揮矣林和尚會求記願末因隨見聞述其梗概慶長元年四月穀且涉筆於皇后山笏室梵鐘於多謹撰

皇后山干滿珠寺上梁文

山號皇后焉神功皇后着御之靈蹤寺名干滿擬干珠滿珠兩願之神寶慈覺開闢之地直翁卓錫之場遞代諸師勵弘法之力而寺運未到察宗兩位展扶宗之手而叢林春回境依人有榮衰人依境有損益前住遷長兄乘願王力重新大殿後董信劣弟會祝融師忽空諸

堂雖然寺運未盡斯道豈可喪哉募化於十方諸堂再建猶復舊觀提宗干一刹群祈方來重視漢儀

爰迺上梁之穀且聊作善頌之歎謠

皇后着御鄉	八島神社傍	慈覺閃闢地
直翁卓錫場	聳空法王殿	僧厨並諸堂
烈然一時起	神護寺運昌	妖快都不到
永劫百世祥	佛日轉增耀	祖園永傳芳
專所遮幾者	國土等安康	四塞狼烟絕
九天鳳瑞彰	皇基兼地久	武運與天長
英檀福基固	子孫益繁昌	更所遮幾者
本邦及他鄉	施財諸檀越	福壽無有疆
凡到斯境者	不作男女障	不問貴賤分
齊乘般若船	稽首大龍王	神力鎮吾鄉
象瀉流不盡	萬古水汪洋	

現住永泉兼干滿十九世信大忠謹誌

常住物帳序

夫物者易損雄造享和未文化始甲子六月爲天災諸堂一時脫落也故大半之器物更無有之也是二十三代之時也至二十四世代雖集諸財木有故不成歟二十八世之時漸就再建耳嘻呼後世不惶出世般々尊宿依供德逐年諸品出來者更時哉就中万愚二老代田畑及物器之校割預記之備後鑑也有餘紙宗山僧代亦書記而以載之也古人云護惜常什物如眼睛此以爲序

千時安政元寅年二月鬼宿日

當山三十三世喝宗敬題

奉造立一字宮殿八津島大物忌神社

施主

佐々木孫七村中

大工 與四郎

木挽 平四郎

神主藤原朝臣佐藤伊勢守信重

正徳六丙申年六月十一日

皇宮山鎮守八島大權現門前徳氏子願神體再興並獅子一頭新造本山威焉許焉其事既圓成而安置本宮山僧恭説偈曰

殿飾功成神體圓靈威凛々轉新鮮當陽至鑑無和照護法安人萬々年

安永六丁酉冬臘月八日 現住蚶滿大忠謹誌

第三章 蚶滿寺と領主

一 仁賀保家

仁賀保兵庫頭勝俊寛永元年一月廿四日薨去し蚶滿寺に葬る、法名正山本公大居士其の嫡子藏人主良俊寛永八年十月八日薨去蚶滿寺に葬る、法名禪了院本空永心大居士、良俊死去百八十餘年後の文政十一年十月八日家末平澤四郎右衛門代參として茶湯料を奉納す、爾後年々三月八日を以て代參日と定めたり。

二 生駒家

寛永十七年八月讃州高松城主生駒讃岐守故ありて所領より離れて鹽越に入り一時金仁助芳就の館滞留數日中偶々今氏の女を愛して後一子を擧ぐ即ち三男頼母にして伊勢居地へ別居す、生母今氏の法名を慈光院殿月溪周圓大姉と云ひ元録

七戌八月十二日卒す、寛永十七年仁賀保の地一時生駒家の領に歸する等從是蚶滿寺との間所縁淺からず、彼の安永五年の祝融の災を免かれ依然今日安置する所の本尊の靈体は即ち生駒家の奉納に係れり、又本堂には代々の靈牌を祭り毎年七月十六日には代參を遣はし且つ寺内に於て施餓鬼供養を行はしめ以て元録の頃に及べり。

三 六郷家

象潟は古來蚶滿寺の支配に任じたりしが寛政年間時の住職雷桓の爲す所に過失ありとして其支配方を藩主に移されたりしが同寛政六年六月六郷家領内惣寺院名代四ヶ寺の請に依り、同年十二月赦されて舊に復せり。

文化の震後、災地を鹽越一統に下附し、又本莊の鎌田屋藤右衛門に命じて開墾せしむ從是覺林と紛擾の事あり。

寺内には六郷家の靈牌を安置し、山内には其の靈廟を設けたり。

第四章 閑院宮家

一 祈願所

文化九年三日閑院宮御祈願所となる、其の御墨附左の如し

今般當寺

閑院宮爲御祈願所御家御紋附提灯被爲有御寄附者也

文化九年三月

田 中 雅 樂

有道印

木 村 大 進

政辰印

山 本 丹 波 之 介

道貫印

象 潟 蚶 滿 寺

文化十二年四月宮家より本堂再建の資として白銀を賜はる

就其院本堂再建依爲閑院宮御祈願所今般白銀三十枚御寄附所爲有候者也

文化十二年四月

田 中 雅 樂

有道印

象潟 蚶滿寺

左に宮家と藩主との往復書類を掲て後日参考の資と爲す

(この書簡は六郷家より宮家に奉りたる返書の一片にして前文の用紙ちぎれ居れり)

此節伊賀守病氣に罷在候に付各々様へ宜敷申上候様に附如斯に御座候

文化十丙

内本一九郎名判

四月二十四日

山本丹波之助様

木村大進様

田中雅樂様

(右の返書の着するや同文化十丙の五月七日附を以て宮家より折返へし本書を六郷家に送らる)

一四

木村大進

政辰印

山本丹波之介

道貫印

去月二十四日付之御答當月二日相達致披見候然象潟蚶滿寺兼々當御所へ御立入候處此度御祈願所仰付御教付御提灯被在御寄附之段伊賀守殿御領分之義に付可申入置旨に付其段得御意候處蚶滿寺當住子細在之御答御申付可有之其上奉行所へ御届け有之仕儀に罷來可申由自然御挑灯廉抹に罷成候ては如何に付御大切之御祈願之義に付此段御申受候間御差止之方可然旨此節伊賀守御病氣に付拙者共被申聞候段御答書之趣致承知候蚶滿寺當住御答め之子細は如何之筋に候哉難推斗候へ共御挑灯御寄附之義は御祈禱執行道場へ御寄附之儀に候得は當住身分に拘り有之間敷哉且此度蚶滿寺御祈願被仰付候儀は其御領分には無之候へ共庄内善寶寺先年有栖川宮御祈願所被仰付候類例も在之右推據を以被仰付之義に在之候此段伊賀守殿へ御聞置御座候様致度候右再答申伸如此候恐々謹言

(六郷家にては以上五月七日附の宮家の御書簡に對し同年五月二十五日を以て本書を奉呈す)

當月七日出之貴札相達拜見仕候然象潟蚶滿寺當住御立入仕候に付御祈願所被仰付候趣先達て被仰下候は庄内領類例も御座候通り御祈願道場被仰附候間

一五

當住身分拘申間敷旨御紙面之趣承知仕り候蛸滿寺儀は殊に田舎寺之義時に寄り住持も無御座看司持等に申付候義も御座候殊更貧寺に御座候得は御大切之御祈禱行届申間敷其の上御紋付萬一龜末に成行候儀御座候ては別て恐入候へは番士等も難申付御大切之御事故心配仕候兼て御掛合も御座候は、右之趣可申上候得とも最早被仰付候儀故右體申上候段如何敷奉存候へ共御大切之儀故尙又得と御賢察被下御差上相成候様御取計可被下候今以伊賀守不快に付右貴報名々様迄宜しく申上候様申附如斯に御座候

(宮家にては右五月二十五日附の六郷家の書簡を一見し)
直ちに同年六月二十九日附を以て本書を送らる

去月二十五日出之御狀致披見候然は象潟蛸滿寺御祈願被仰付候に付先達て其段申入候處御答御申越之趣に付尙又申入候趣承知有之候蛸滿寺は田舎寺之義殊に貧寺に候へば御祈願行届申間敷御紋付等萬一龜末成行候へば如何敷番士等御申付も難被成兼て御掛合も申候へば右之趣御申聞可有御座候へ共最早被仰付候儀故右躰御申越之義如何敷候へ共尙又篤と致勘察御差止め相成候様取り斗い可申旨御再答之趣致承知候右は被仰付已前御懸合可申入り哉又茂々處

先達て申入候通庄内に類例之振を以取り斗ひ候左候故其儀無之候右御差止に相成候様取斗ひ可致候趣意難止は存候へ共蛸滿寺義は由緒有之舊地之趣兼々達御聞御祈願に被仰付も相濟當住上京參殿御目見へ被仰付候義に候得ば唯今早速に被差止め候様にも難取斗ひ御申聞趣兼て相合罷在候様可致候此段御承知有之様致度候義依て猶又御答如斯に候恐々謹言

(本書は覺林上京後文化十二亥七月十八日宮家)
より六郷家に送りたるものなり

一筆啓達致候然は其御領内象潟蛸滿寺義先達御通達申既に御承諾在之候通り當御所へ發立入御祈願被仰付御申寄附等も有之事に候右は聊か由緒之傳も在之且本朝一つ之名跡にて此御所にも兼て被爲及聞召候舊地猶右之寺院申立候由緒符合之譯を以不一形被思召候然所先達て此御所御祈願所と申建札之儀御領主御開濟有之候由にて拘之候段相届之趣猶又此節は勝手に付引取る趣相聞候右は容易ならざる儀にて高貴の稱號相記繪府等相用候儀は其譯度々奉行所へ相達候公邊の御左法別して嚴重に候況常住之建札一通り之譯にて被差免候儀難相成候へは御領主と御領下之寺院と之間殊に邊路之義難及地頭方にて御

承知之事に候はゞ強て取調にも不至候得共彼是承及糺候所建札之義は同寺一己を以其御領主へ申立候所甚不束然るに自是何等之儀も不申入候所被差免候殿も如何様之譯にて候や猶又右札引取候義は蚶滿寺勝手に付引取候段と不相成譯尤も右御祈願之義と其領主御差支も無之候に付必竟御相對を以右之通被仰付候様相成候へ共建札之義は尊卑衆人之眼にふれ候事にて實に不容易義公儀之法令を背き當御殿は御規格を欠き候儀に相成事に候尤右寺院は御領下之事ながら御稱號之札之義は假令其御方より御申立有之候共一應は此方へ御沙汰可願筋と相心得然所今更勝手引取候等之儀は此方より可申渡所を不相待我儘之致方最初此方へ相届候はゞ地頭所御聞濟已之引取候は全當御所薦之致方不束之段申渡候右は一旦差出候札子細有之候に付其儘に先づ立置候様に重役共依差圖にて申渡候間其假可預御承知候并右寺院之義自往古象瀉支配地之由之所在地震以后は蚶滿寺支配之詮も不相立百姓共境内を相犯し古跡も追々相絶（不明）右之通被仰付筋も有之に土地變化之模様にては此御所にも思召にも相背き勿論御祈願道場も段々可及衰廢候舊來之土地百姓勝手儘に可致押領筈も無之於御地頭奉行に於て御差免被置候様も無之とは存候尤も諸國在散之寺社領

古來より附渡は不可取放之と申武家諸法度第四十條之御掟に候へ共左様之筋可有之とも不存候右は定て當住自己に申談勝手向き之爲古跡を失ひ候に付若し自是御役人共差遣候節之申談之爲め自分之非を他へ相譲り候事故又は是迄申上候由緒古傳之偽にて一通りの寺跡の所不埒等にて有之事に候也尊信を被爲執御祈願迄被仰付候程之彼是不揃の譯相聞得候前殿の序虚實の次第及御問合候猶御返答に隨ひ萬端其筋へも被仰達候阿波守殿へも被仰入度品合も有之候得共先此旨各々方迄申置き候様重役共より相達候に付如斯候否御報可願御示存候 恐々謹言

（本書は文化十二年十一月十八日重ねて宮家より六郷家に送りたるなり）

文化十二亥十月十八日御報相達猶又一筆致啓達候然ば其御領内蚶滿寺一件に付御問合旁趣意荒々得御意之處先年御祈願所差免可然旨御申越有之御合令之儀は田舎の事故當御所之御規掟は勿論不案内自然々様之不行届處末之義有之候ては大切事と被成御心得差止之儀御申越の事に御座候然所今般不束の段殿重の及沙汰候ては貧寺之蚶滿寺と不明と立行不申候事に相成可申由卑竟相對

を以御祈願所被仰付候事故執成を以て早速相濟候様被成度將亦禮之義は子細有之其儘立置き候様差圖之趣も有之候へ共此儀は御在所其向御役中へ申遣品々御申越之筋在之候且象瀉之儀は御領主御羽以領後是迄之仕儀も有之事にて就中地震以后象瀉荒廢之義歎歎御存意にて夫々御手當被成候へ共年重に隨ひ芦原と相成候に付蚶滿寺始め百姓共依頼象瀉再興迄應願地所配と申付置と御座候由蚶滿寺中申立候筋難斗御座候間同寺歸國之後御取調御申越し可下成旨御答書之趣致承知隨て左に得御意候最初御祈願所被仰付度之砌御合得御意候處御差止有之候段尤自然々様の儀も致出來可申哉と御遠慮之由に候へ共何分一旦願御承知候上は同寺切之相對にも無之密々御祈候等被仰付候には御領所を初何方に於いても神佛所務之義は寺社一己之承諾前之事にて一々地頭支配へ申達候迄には及間敷候へ共祈願所之證も相立候はゞ永久同寺勝手にも可相成事と候哉と由緒古傳三寺院殊に遠境の事故慥に被仰遣度當御所思召にも相聞候に付押ても右御承知之儀得御意候事に御座候然る上は異々間敷得御意候謂は無之候へ共譬如何體之譯にも致し當御稱號に相掛候譯有之時は安然見聞捨にも不相成候間前顯之趣申述候事に御座候先便に如申述候自是被爲免候儀

にては無之候得共右建札之儀衆人見聞之上は仔細も在之候に付其儘に立置し様申渡候段致用捨候様御(不明)趣致承知候へ共此儀は趣意在之御沙汰を以申渡候事に候へば先建爲置候間左様可願御承知委細は同寺歸國の上可被成御糾問候并象瀉衰廢の事共及御問合處は前出之御答にて致承知候尤此儀は與風致し事より入組候及往復候段御笑止之至に存候猶同寺之事に付格別齟齬し事共在之候はゞ御領主之義無余儀御問合申儀も可有之候へ共御示の趣にて強て同寺穿鑿には無之候勿論貧寺之儀嚴重之及申立候時より承至と立行と不申段御示教之趣是又篤と致承知候尤當御所にも御寄附等在之猶此上も一寺之規模勝手にも可相成様と差合勿論對御領にても專掛配之事に候へ共不府今の譯且利外の振舞は無據及利解候事に候進て御示可承儀も可之有候へ共先は今度御文通に隨ひ同寺之始末品能相執成差合可申候右建禮之儀は暫無斷絶建爲置くとは聊尙御趣意に候間甚段相立候様御聞込置に可預候且同寺歸村可申渡旨致承知候今一般決答承届候上は其旨可及傳達致此段拙者共も差合得御意候様重役共申聞け候條如斯に御座候

(右再度の御書簡に節し文化十三子の四月十六日六郷家より宮家へ本書を奉りたり)

去る十一月十七日御發御再翰相達猶又一筆啓上仕候然ば蚶滿寺一件に付御聞合の趣及御答の處荒々御承知遊被候御模模にて蚶滿寺永久勝手にも可相成趣意御厚志被仰付御教書の趣承知候乍然御再文の事故御答可不能一二候隨て左に申上候は御建札の儀は御子細有之最初の場所へ相立置候様御申渡の趣被仰下承知仕候將又先書に蚶滿寺歸寺の後申上度と申上候儀は蚶滿寺由緒古傳の寺跡と御承知被遊候て御祈願所被仰付候趣御座候得共寺跡の義は一通の事に相見申候譯は同寺開基文錄元辰年殿堂建立開基と申上候得共領主へ付渡り來候鄉村帳越家並に寺院慶長十七年改の帳面に蚶滿寺と申寺跡無之候由緒古傳之義も懸役人の者へ取調置申候次第も御座候に蚶滿寺歸寺應對の上可申上候御尊稱號之御建札の事故寺跡篇と御承知の上被遊候ては可然哉と奉存候間先一通の儀申上猶依御答蚶滿寺歸寺被仰付被下候に誠に貧寺の蚶滿寺に御座候間此上可然御取成早速歸村願上候同寺歸寺の上は其模様承知可仕候并象潟の儀も同寺歸寺の上に相分り可申候間其節可申上事に御座候同寺歸寺被仰付可被下候被御答如此御座候此段御重役様へ宜敷御取成被下度奉願上候猶以象潟の義は蚶滿寺と領主より相渡置候書附歷然有之に付致承知候此儀も

御再答に可申上候且又去月廿二日御發貴翰拜見仕候蚶滿寺今以被御差留難濫の趣にも相聞へ候間早々及御答可申旨承知仕候本文に申上候通御座候間早々歸寺の様御取成奉願上候以上

(本書は最後に宮家より六郷家に送られたるものなり)

去月十六日出の御再答相達猶又一筆致啓遠候然ば蚶滿寺一件に付去十一月十七日申入候再答委敷御承知之趣被御申聞致承知候立札の儀は子細在之最初の場所へ相立置候様蚶滿寺へ申渡候趣御領主様御承知之趣被御申聞猶又先書に同寺歸村の後被御申聞度との義は同寺由緒古傳の寺跡と御承知にて御祈願被仰付候趣候へ共寺跡の儀は一通りの事と相見え申候譯は同寺開基文錄元辰年殿堂建立開基と申立候へ共御領主様へ付渡り來り候鄉村帳越家數並に寺院慶長十七年改の帳面に蚶滿寺と申寺跡無之候由緒古傳の儀も掛りの御役人中御取調置候次第も有之由同寺應對の上可被御申聞候且御稱號の建札の事故寺跡篇と相調候上の儀可然哉の趣被御申聞致承知候依て左に得御意候最初於御領主御祈願所の義御承知の上建札の義も依指圖相立度の義に候得ば今更同寺

跡篤と取調の上可致との趣意猶又先年同寺當御所へ御目見へ相濟候上御祈願所被仰付候へば御差留等の義は難相成候乍去同寺義末に公邊へ不相達御領分切の寺號にて地同前の事に候はゞ御祈願儀は當住持一代切にて差止候様被計可申譯も可有之候得共公邊へ相知候寺號の儀假令寺跡の義は如何様にても御領主は承諾の之は御差留等の儀は難相成候依之右建札の儀も先書に委敷得御意候通此上無異論相立候様致度存候當御所よりも兼ねて同寺其段嚴重に申付置候且亦同寺由緒古傳の儀何角不相分趣被御申聞候へ共先年宮御方にも古跡御懷舊思召も被爲在候に付同寺へ由緒等委敷書上候様被仰付候砌同寺より其節御領主へ逐一書上候文面の中にも象潟の義は從古來同寺にて致支配來り候趣申上殊に又先年御領主より同寺へ相渡置候書付之譯

(此間一枚むしり取られ有り不明)

追啓御端書の趣是亦致承知候已上

二 載仁殿下

明治三十四年開院宮載仁親王殿下北巡の事あり、八月十二日午前十一時供奉員參謀本部々員歩兵少佐草生政恒、皇族附武官騎兵大尉功五級稻垣三郎、第八師團參謀

歩兵大尉永田克之、開院宮家從吉澤融並に時の秋田縣知事武田千代三郎、警部長黒河内良、由利郡長中田直哉等の奉迎諸員を從ひて蚶滿寺に臨御し玉ふ、この日天氣晴朗、町民學校生徒其の他の官公職に在るもの擧て大境に奉迎す、御遊養後象潟の事跡、蚶滿寺の由緒及び開院宮家御祈願所の御墨附等を臺覽に供し奉りしに、住職植木石英に調を賜ふて親しく御下問せられ、石英恐畏奉答する處ありし

當寺の祈願所であつたことは一向知らなかつたが歸京の上古書類を調べさして見よう
と仰せらる。

稻垣大尉を代理として境内の舊跡を巡覽せしむ、住職並に檀家惣代佐々木平治大尉を案内して一々説明する處あり、定刻發車に臨み石英に優渥の御辭を賜はる諸員町民生徒の奉送、奉迎の時に同じ、

時恰も炎暑室内には清涼を旨とし、境内庭園等には警官消防夫を指揮して絶へず清水を撒布して冷氣を納る

臨御當時に於ける寺内の準備の概要を記して後年の紀念と爲す、

- 一、御休憩室は天井張替、畳兩室調、襖十枚新調、欄干障子等新調、壁上塗替
- 二、寺院内外修繕
- 三、兩便所新設
- 四、山門外道路修繕
- 五、椅子、テーブル、敷物新設
- 六、御休憩室用御簾、御食卓掛其の他の器具は檀家惣代佐々木家所藏の珍器を使用す
- 七、町内には凡て用水良好なれとも御食僱用には特に町内最良の金家の井戸水を使用せり
- 八、内膳室を假設し佐々木平治子弟を指揮して厨人を監督せしむ其の建立左の如し

奈智川の鮎	天神池の鯉	三つ石の鮎	沖の瀬の鯛
樋の口の鶏卵	濱田の豇豆	大師岬の鯛	石の脇の葱

三 九十九島の篆額

明治三十六年は文化大震を去ること一百年に當れるを以て、住職植木石英有志と

議りて一百年忌を施行し、又た象潟の古蹟を永く後世に傳ふるが爲め九十九島の建立を計畫す。事成るに及び時の山利郡出身代議士齋藤宇一郎を惣代に推撰して篆額を閑院宮殿下に奉請せしめたるに先年北巡御立寄の御縁故を以て其の請ひを允され、鑑古戒今の四字を賜はる。左に願書并に允許通告を掲げて後日に備ふ。

御願書

象潟は羽後國由利郡象潟町に在り九十九島基布星羅して其間八十八瀉を形る三景と並び稱せられて而かも其優とせらる瀉北に一刹あり蚶滿寺と曰ふ一目全景を收攬す文化元年地大に震ひ全嶋凸隆し島形多く變し其勝遂に亡び寺亦之が爲に壞る九年に閑院宮住僧覺林和尚に銀若干を賜ひて再建を助け尋て命して祈願處とせらる今存する所の堂宇即ち是なり明治三十四年八月今宮載仁親王殿下御北巡の次駕を此所に駐め午發を召させられ拙僧に謁を賜ふ恩留の厚きに感泣し因縁の深きに恐懼す

今茲三十六年震災を距る一百年の忌に際し天地變遷の無常此の如く人間浮生の無常之れより甚だしきものあるを想ひ轉た感慨に堪へず碑を建て古今の變遷を記し以て後人に示し聊か濟度の志を演へんとす就ては誠に畏れ多き次第

に御座候得共特に 殿下に篆額を請ひて此の企圖の光榮と致し度存じ候間出
格の御詮議を以て御許容相成候様御取計被成下度奉懇願候也

明治三十六年十二月

秋田縣由利郡象潟町

蚶滿寺住職 植木石英

閑院宮別當男爵花房義質殿

貴職より象潟九十九島碑建設に付 閑院宮殿下に篆額御揮毫の義願出相成候
所右舊來の御縁故又は宗教上の意味に無之全く先年御巡回の砌親しく御見聞
被爲存候古跡名稱縁記の建碑に對し其節御休憩被遊候御縁故を以て特に御許
容相成候赴其向き内牒の次第も有之候條右御承知相成度此段及御通牒候也
明治三十七年六月廿五日

象潟町長 渡邊文八郎

蚶滿寺住職 植木石英殿

第五章 山内の舊跡及什寶

一 舊跡

○御開山傳法の松 樹幹長大槎杓曲折して高く空に沖し枝葉鬱然として日光を
遮斷す其樹皮は層々相重りて魚鱗の如く其一枝は地上より直ちに四方に分離
して形狀頗る怪異なり

○神功皇后袖掛の松 木己に枯朽し樹皮剝落し今は唯悄然たる枯木なり傳曰ふ
神功皇后三韓より凱旋の砌海上颯風に遇ひ鳥海の北七里象潟の北岸に着御し
玉ひて御袖の潮に濡れたるを乾し玉はんとて此松樹の枝に架けたるより此稱
ありと

后其傍に堂を建設して之を皇后殿とも又袖掛堂とも稱す慈覺大師自作の地藏
尊を安置されたりしが祝融の災にかゝりて灰燼に飯し去りぬ

○最明寺時頼手植の躑躅 一幹にして然も枝を伸張すること實に二十有餘間只
見る丘陵の如く其滿開の時に當りては紅燃ゆるが如く香氣馥郁四方爲に香し
○菅秀才天植の梅 幹は蠶に枯朽せしも残れる一枝幹は彌々繁茂し其形纖長に
して頗る風致あり華英純白にして清香殊に高し

○猿丸大夫姿見の井 今を遡る凡千百餘年中猿丸大夫救命を拜して歌枕
を試み干滿寺古書に據れば天皇より賜はりたる歌題は豊岡姫旅寝左遷紫扇磯

海士の菅屨、藻沙草、雁、千鳥の九なりしと、奥州下向の途路、象潟に來りて其の水を
掬み、旅の疲勞を醫したる泉なり。

○親鸞上人腰掛石 高さ二尺五寸滑澤にして天然の畸形、殆ど人の作爲せる者の
如し、始め肥前島原なる西方寺にありしを、一船頭竊に之を携へ、海路廻かに象潟
沖にかゝりし時、遇々暴風に遭ふ、船頭畏れて石の崇りと爲し、乃ちこの地に上陸
して淨専寺(眞宗)に納めたりしが、後靈石を廣く現はさんとして改めて茲に移し
たりと云ふ、親鸞上人曾て錫を此地に曳く一咏あり、

象潟にまかりて

松島やれしを汐かま見つゝ來てこゝに哀れを象潟の浦

○西行法師の歌櫻 偉大なる老樹にして幾裘葛を閱し來れるかを知らず、今は幹
枯れ、纒かに一枝を残す、單葩小英にして其の色純皎、雪を欺き、芳香馥郁たり、往昔
樹の未ば旺なる時は落花粉々として湖に充溢し、魚族之に戯むる、當時の景は
彼の人口に膾炙せる西行法師の「象潟櫻は涙にうつれて花の上漕く海士のつり
ふね」に彰はる。

○夜泣椿 古樹幹大にして四時絶えず花を開く、土人曰ふ、夜間時としては哭泣の

聲を發すと、

二 什器

寶物什具

一本尊釋迦牟尼佛木像 一鉢西脇文殊普賢二鉢木像

(作者年代不詳のもの)

此の三鉢は八島生駒壹岐守公より寄附

一開院宮御寄附狀二通

文化年中

一同宮御下賜給符一枚(木札)

全

一同宮御下賜焼印判壹個

全

一芭蕉翁眞筆象潟の句一軸

但三句

一旅客集十冊

(象潟の昔文人盛客の詩
歌俳句を記せしもの)

一慈覺大師御作地藏菩薩木像一鉢

一文殊獅子唐像(木)

古作五百年前のもの

一絹地墨繪大軸文殊獅子唐像

探幽筆

一絹地墨繪唐獅子探幽筆一軸

一極彩色金泥盧舍耶佛畫像大軸

(筆者年代不詳)

覺林和尚代御祈願所建札事件の頃暫く無住となり其際寶物叶具悉く粉散せしと云ふ今存する寶物としては天下に傳ふるべきものなし

三 山内墓碑

○正山本公大居士 仁賀保兵庫頭勝俊 寛永元年二月死去

○禪了院殿本空永心大居士 仁賀保藏人主良俊 寛永八年十月死去

○廓照院殿無庵了樹大居士 天和二年三月

勢州徳田の城主松平豊前守落人となりて汐越に來り金仁助宅にて死去辭世夕さればくわつとひかりし稻妻もなはありなからあとかたもなし

○自性院殿芳岩道榮大居士 生駒讃岐守高俊 萬治二年六月死去

○慈光院殿月溪周圓大師 金仁助の女にして生駒頼母の母元録七年八月死去

明治元年七月由利郡三崎峠に於て官軍戦死者

○自性院形山賢實居士 肥前藩 戸田基一郎

○忠了院偏正義見居士 全 西久保平九郎

○仁保院正介義全居士 全 多々良鉄之助

○忠全院偏界正義居士 全 荒木文八郎

○賢光院偏忠義圓居士 全 川原泰二

○俊勇院忠巖巍功居士 全 石井又左衛門

三二頁	象 瀉 誌 正 誤
末二行 千新 住町 處誤	
千不 手用 處正	

明治三十八年四月廿五日印刷
 明治三十八年四月廿八日發行

定價金壹圓

編輯者 中村千代松

東京府北豐島郡栗鴨町大字其鴨千六百八十番地

發行者 植木石英

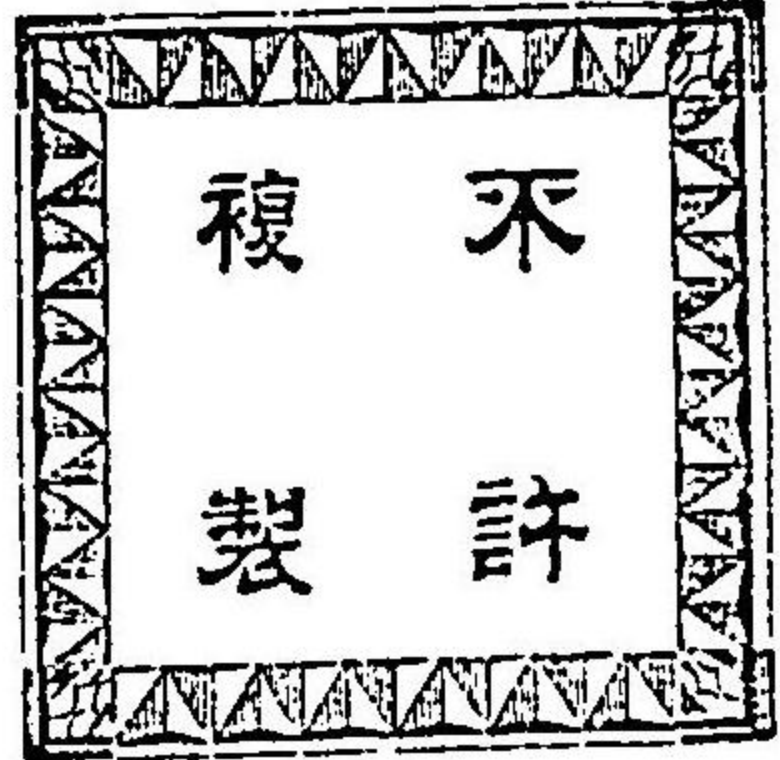
秋田縣羽後國由利郡象瀉町

印刷人 白土幸力

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三光堂

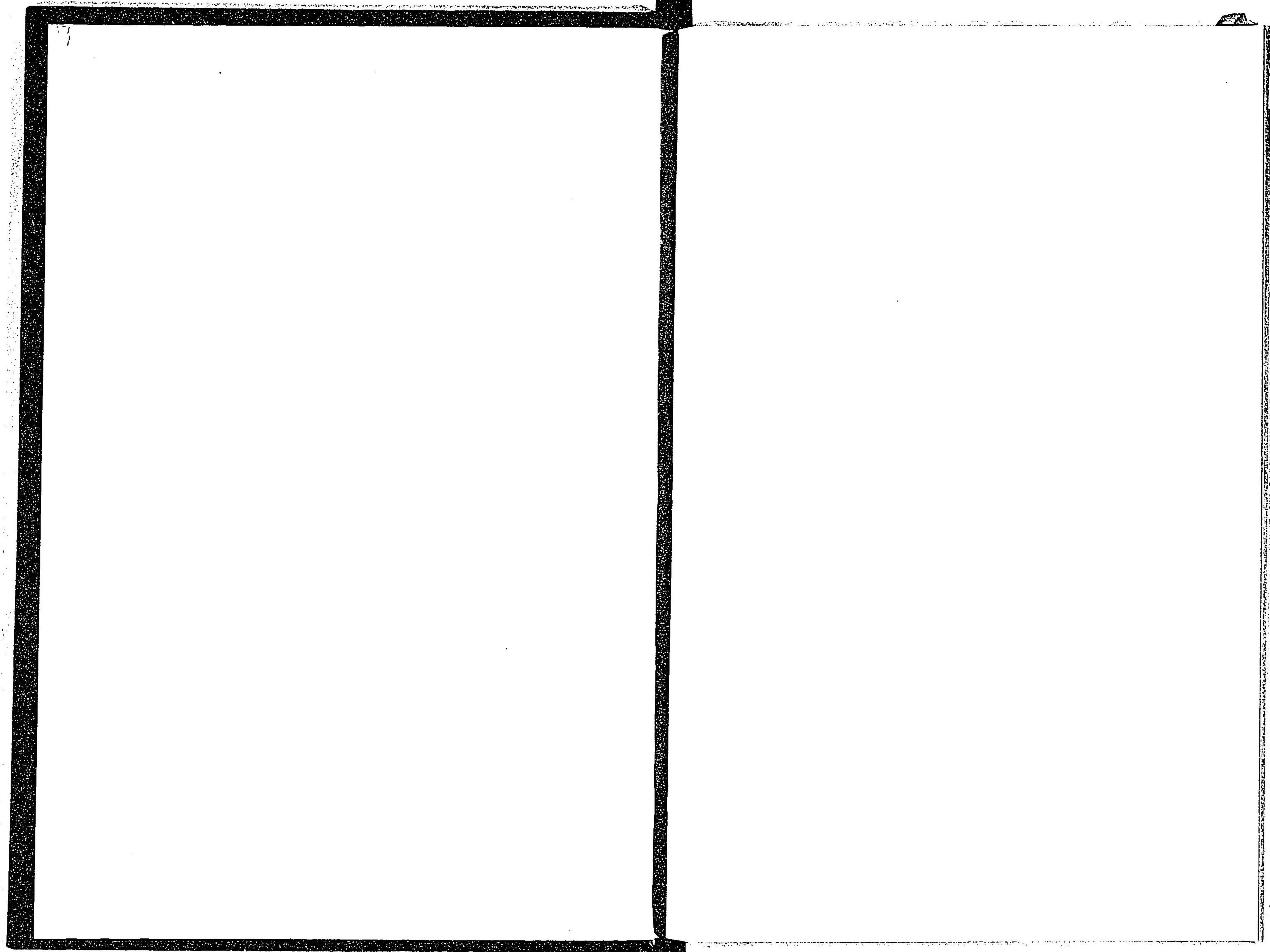
東京市神田區美土代町二丁目一番地



[Redacted]

11

20-58



12345

291.24
N435

(M)

023379-000-5

291.24-N435

象潟誌

中村 千代松/編

M38

ADC-0288



